

第3期安曇野市障害者基本計画

「一人ひとりが輝き、心豊かに安心して
暮らせる共生のまち 安曇野市」



平成30年3月

はじめに

安曇野市では、障害者基本法に基づき平成24年度に「第2期安曇野市障害者基本計画」を策定し、計画に基づき、すべての人が障がいの有無にかかわらず、お互いに個性を尊重し合いながら、心豊かに安心して暮らせる共生のまちを目指して、障がい者施策を推進してまいりました。

この間、国においては、住み慣れた場所で可能な限り必要な支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されるよう「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正しました。そして、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めた「障害者差別解消法」の施行など障がい者福祉の充実が図られてきました。

また、平成30年4月からは「障害者総合支援法」等の改正法が施行され、更なる障がい児・者支援サービスの提供体制の整備が必要となります。

このような状況を踏まえ、本市の障がい者の現状と課題に対応するため、現行計画の実施状況の分析・評価を行い、施策を見直し、新たに「社会的障壁の除去」と「合理的配慮の提供」という視点を取り入れ、市が取り組むべき障がい者施策の基本となる「障害者基本計画」、障害福祉サービスの提供確保に関する「障害福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する「障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

今後は、この新たな計画に基づき、きめ細やかな障がい者施策の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、アンケート調査及びパブリックコメントなどを通して貴重なご意見、ご提案をお寄せくださいました関係団体、機関及び市民の皆様、並びに熱心にご審議いただきました安曇野市障害福祉運営委員会の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

安曇野市長 宮澤 宗弘

目 次

第1部 序 論

第1章 計画の概要	- 1 -
第1項 計画策定の趣旨	- 1 -
第2項 計画の位置づけ	- 2 -
第3項 計画期間	- 2 -
第2章 障がいのある人の状況について	- 3 -
第1項 安曇野市の概況	- 3 -
(1) 人口・世帯	- 3 -
(2) 産業構造	- 4 -
第2項 障がい者（児）数	- 5 -
(1) 身体障がい者（児）	- 5 -
(2) 知的障がい者（児）	- 6 -
(3) 精神障がい者（児）	- 7 -
(4) 難病患者	- 7 -
第3項 地域資源	- 8 -
(1) 障がい者（児）施設	- 8 -
(2) 相談支援体制	- 8 -
(3) 保育・教育環境	- 12 -
第4項 サービスの利用状況	- 14 -
(1) 自立支援給付サービスの状況	- 14 -
(2) 自立支援医療の給付状況	- 17 -
(3) 補装具給付	- 18 -
(4) 地域生活支援事業	- 19 -
(5) 権利擁護	- 19 -
第5項 雇用・就労の状況	- 21 -
(1) 民間企業における障がい者雇用の状況	- 21 -
(2) 福祉的就労の状況	- 21 -
第3章 障がい者施策における課題	- 22 -

第2部 障害者基本計画

第1章 計画の基本方針	- 27 -
第1項 基本理念（障がい者施策における基本的な考え方）	- 27 -
第2項 基本目標	- 28 -
第3項 施策体系	- 29 -

第2章 施策の展開	- 30 -
第1項 相互理解	- 30 -
主要施策1-1 交流機会の創出	- 30 -
主要施策1-2 福祉教育の推進	- 31 -
主要施策1-3 理解促進の研修・啓発	- 32 -
第2項 生活環境	- 33 -
主要施策2-1 ハード面のバリアフリー化	- 33 -
主要施策2-2 ソフト面のバリアフリー化	- 34 -
主要施策2-3 防災・防犯対策の充実	- 35 -
第3項 生活支援	- 36 -
主要施策3-1 相談支援体制の強化	- 36 -
主要施策3-2 在宅生活支援の充実	- 38 -
主要施策3-3 権利擁護の推進	- 39 -
主要施策3-4 情報提供の充実	- 40 -
第4項 保健・医療	- 41 -
主要施策4-1 疾病予防と早期発見、早期治療	- 41 -
主要施策4-2 児童発達相談支援の充実	- 42 -
主要施策4-3 精神保健の推進	- 43 -
第5項 教育・育成	- 44 -
主要施策5-1 就学前保育・教育の充実	- 44 -
主要施策5-2 特別支援教育の推進	- 45 -
第6項 雇用・就労	- 46 -
主要施策6-1 一般就労の促進	- 46 -
主要施策6-2 福祉的就労の場の確保	- 47 -
第7項 社会参加	- 48 -
主要施策7-1 スポーツ・芸術文化活動の促進	- 48 -
主要施策7-2 意思疎通支援の充実	- 49 -
主要施策7-3 障がい者団体の育成・支援	- 50 -
第3章 計画の推進にあたって	- 51 -
(1) 計画の推進体制の確立	- 51 -
(2) 専門従事者の育成・確保	- 51 -
(3) 行政職員の資質向上	- 51 -
(4) 財源の確保	- 51 -

第3部 障害福祉計画 障害児福祉計画

第1章 基本的な視点	- 53 -
第1項 計画の位置付け	- 53 -
第2項 計画の期間	- 53 -
第3項 趣旨	- 54 -
第4項 基本的な視点	- 54 -
(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援	- 54 -
(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施	- 54 -
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	- 54 -
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	- 55 -
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	- 55 -
第5項 計画の達成状況の点検及び評価	- 56 -
第2章 障害福祉・障害児福祉サービス等の成果目標	- 57 -
第1項 「福祉施設入所者の地域生活への移行」成果目標1	- 57 -
第2項 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」成果目標2	- 58 -
第3項 「地域生活支援拠点等の整備」成果目標3	- 58 -
第4項 「福祉就労から一般就労への移行等」成果目標4	- 59 -
第5項 「障害児支援の提供体制の整備」成果目標5	- 60 -
(1) 児童発達支援センターの設置	- 60 -
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	- 60 -
(3) 主に重症心身障がい児を支援するサービス事業所の確保	- 61 -
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	- 61 -
第3章 障害福祉・障害児福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み	- 62 -
第1項 自立支援給付及び障害児通所支援サービス	- 62 -
(1) 訪問系サービス	- 62 -
(2) 日中活動系サービス	- 64 -
(3) 施設系サービス	- 69 -
(4) 相談支援	- 71 -
(5) 障がい児支援サービス	- 73 -
(6) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	- 75 -
第2項 地域生活支援事業	- 76 -
(1) 理解促進研修・啓発事業	- 76 -
(2) 自発的活動支援事業	- 77 -

(3) 相談支援事業.....	- 77 -
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	- 79 -
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	- 79 -
(6) 意思疎通支援事業.....	- 80 -
(7) 日常生活用具給付等.....	- 81 -
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	- 82 -
(9) 移動支援事業.....	- 82 -
(10) 地域活動支援センター機能強化事業.....	- 83 -
(11) その他の事業.....	- 84 -
第4章 提供体制の確保のための方策.....	- 86 -
第1項 自立支援給付及び障害児通所支援サービス.....	- 86 -
(1) 訪問系サービス.....	- 86 -
(2) 日中活動系サービス.....	- 86 -
(3) 居宅支援・施設系サービス.....	- 86 -
(4) 相談支援.....	- 86 -
(5) 障害児通所支援サービス.....	- 87 -
第2項 地域生活支援事業.....	- 88 -
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	- 88 -
(2) 自発的活動支援事業.....	- 88 -
(3) 相談支援事業.....	- 88 -
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	- 88 -
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	- 88 -
(6) 意思疎通支援事業.....	- 88 -
(7) 日常生活用具等給付事業.....	- 88 -
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	- 89 -
(9) 移動支援事業.....	- 89 -
(10) 地域活動支援センター機能強化事業.....	- 89 -
(11) その他の事業.....	- 89 -
第5章 円滑な推進のために.....	- 90 -
(1) 適正な障害支援区分認定.....	- 90 -
(2) 利用者負担の軽減制度の周知.....	- 90 -
(3) 人材の育成・確保およびサービスの質の向上.....	- 90 -
～資料編～	
用語説明.....	- 91 -
制度説明.....	- 93 -

第 1 部

序 論

第 1 章 計画の概要

第 1 項 計画策定の趣旨

わが国の障がい者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行など社会情勢の変化の中、障がい者の高齢化、障がいの重度化、重複化、精神障がい者の増加、また、家族形態の変化による家庭介護・支援機能の低下、さらに家庭や施設等における虐待など様々な課題を抱えており、それぞれに対応した障がい者施策の展開が必要となっています。

国においては、平成 23 年に障がい者への虐待を防止するための「障害者虐待防止法」の施行、障がい者施策の基本となる「障害者基本法」の改正、平成 25 年に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への移行、障害福祉施設等からの受注確保を図るための「障害者優先調達推進法」の施行、障がい者雇用の拡大を目指した「障害者雇用促進法」の改正、平成 28 年に障がい者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を規定した「障害者差別解消法」の施行など法制度面の整備を進め、障がい者への支援の充実が図られてきました。また、平成 30 年 4 月から「改正障害者総合支援法」が施行され、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな更なる対応が必要となります。

こうした中、本市においても国の法制度改正に対応した施策を進めると共に、市独自の施策も実施してきましたが、障がい者が抱える様々なニーズに対応するためには、これまで実施してきた施策の実施状況の分析・評価を行い、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直し等を含めて今後どのように取り組んでいくのかを検討することが不可欠です。また、近年特にニーズが高まっている障がい児福祉について、障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援をいかに実現していくのかということが重要な課題となっています。さらに、障がいのある人を地域社会全体で支える体制づくりを進めていくことも必要です。

これらのことから、本市の障がい者福祉に関する現状と課題を踏まえ、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる豊かな社会の実現に向け、長期的な視点に立った新たな障がい者施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにするため、次のとおり各計画を策定するものです。

第2項 計画の位置づけ

「障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障害者計画として、安曇野市における障害福祉施策の基本的な計画となるものです。

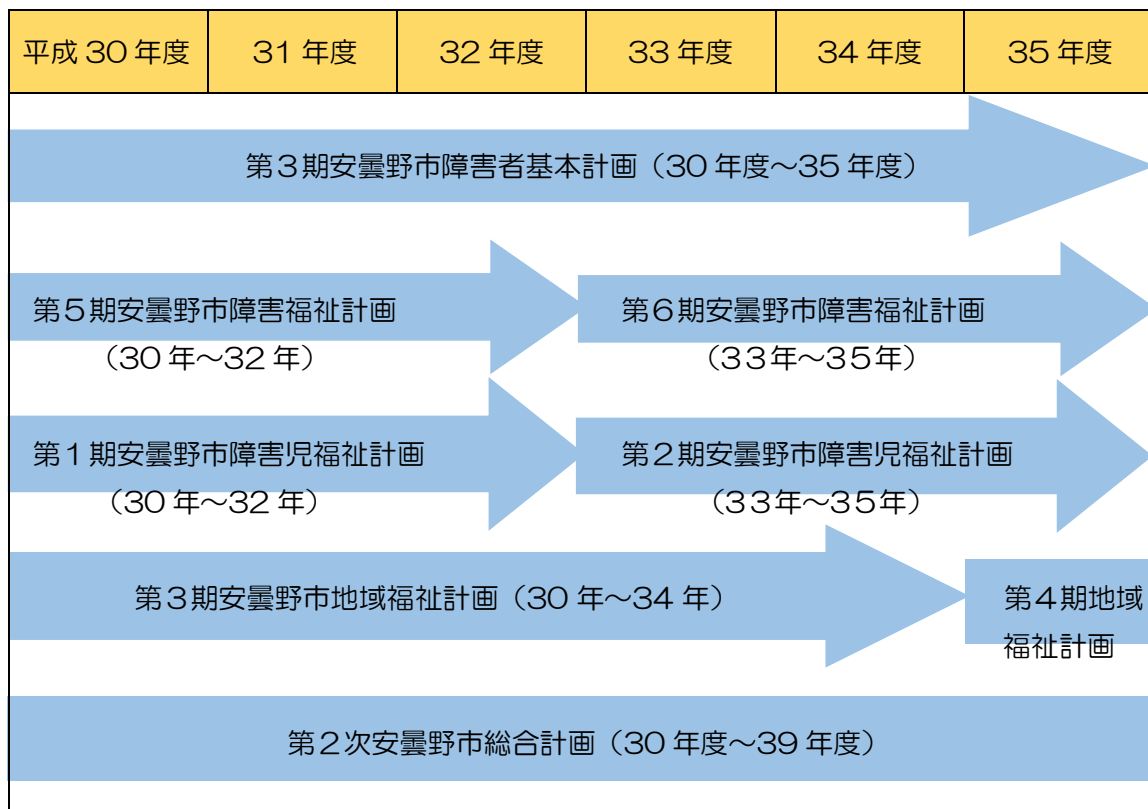
「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定による市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について示すものです。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定による市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、円滑な実施について示すものです。

この3つの計画を一体的に策定することとします。

第3項 計画期間

障害者基本計画は、平成30年度から35年度までの6年間で第3期計画として策定することとし、障害福祉計画については、平成30年度から32年度までを第5期計画、障害児福祉計画については、平成30年度から32年度までを第1期計画として策定することとします。



第2章 障がいのある人の状況について

第1項 安曇野市の概況

(1) 人口・世帯

総人口の推移をみると、ここ5年間は減少傾向にあるのに対して、世帯数は増加傾向にあり、一世帯あたりの人数は減少しています。

図表-1. 人口・世帯数等の推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口	人	99,348	99,208	98,959	98,425	98,255
世帯数	世帯	37,487	37,789	38,074	38,291	38,614
1世帯あたり人数	人	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5

(各年4月1日現在 住民基本台帳人口)

年齢3区分別人口の推移をみると、総人口が減少傾向にあるのに対して、65歳以上の人口の占める割合は高くなっています。

一方、年少人口と生産年齢人口はともに減少傾向にあり、少子高齢化が着実に進んでいます。

図表-2. 年齢3区分別人口の推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
年少人口 (0-14歳)	人	13,525	13,290	13,003	12,743	12,547
	%	13.6	13.4	13.1	13.0	12.8
生産年齢人口 (15-64歳)	人	60,161	59,240	58,444	57,425	56,832
	%	60.6	59.7	59.1	58.3	57.8
老年人口 (65歳以上)	人	25,662	26,678	27,512	28,257	28,876
	%	25.8	26.9	27.8	28.7	29.4

(各年4月1日現在 住民基本台帳人口)

(2) 産業構造

本市の産業構造を産業別就業人口で見ると、第三次産業従事者が大きく増加しており、平成27年には29,560人で全体6割を超えています。

第一次産業従事者、第二次産業従事者は、共に年々減少傾向にあります。

図表-3. 産業別就業人口の推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業	人	6,676	5,855	5,928	4,281	4,239
	%	13.4	11.4	11.4	8.7	8.7
第二次産業	人	18,956	19,064	16,484	13,713	13,529
	%	38.1	37.2	31.8	27.8	27.9
第三次産業	人	24,120	26,212	28,861	28,647	29,560
	%	48.5	51.1	55.6	58.0	60.9

※分類不能な産業従事者がいるため、合計が就業人口と合わない場合があります。

(国勢調査 各年10月1日)

第2項 障がい者（児）数

本市の障がい者（児）数の状況からみると、平成28年度で5,680人（重複含む）の方が障害者手帳を所持しており、そのうち身体障害者手帳所持者が全体の7割を占めています。

（1）身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者数は、平成28年度末現在で4,015人となっています。

身体障がい児は横ばい傾向にありますが、身体障がい者は微減傾向にあります。

図表-4. 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増加率
身体障がい者（児）	4,135	4,105	4,015	△2.9%
18歳未満	66	62	66	0%
18歳以上	4,069	4,043	3,949	△2.9%

各年度末現在

障がい別にみると、肢体不自由の方が2,246人で全体の55.9%を占めています。内部障がいの方も多く、1,296人となっています。

等級別では、4級の方が1,040人で最も多く、次いで1級が1,029人、3級が938人となっています。

図表-5. 身体障害者手帳の所持状況

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	77	69	32	8	20	7	213
聴覚・平衡機能障害	0	56	37	42	0	68	203
音声・言語・そしゃく機能障害	2	7	28	20	0	0	57
肢体不自由	150	454	628	692	236	86	2,246
内部障害	800	5	213	278	0	0	1,296
合 計	1,029	591	938	1,040	256	161	4,015

平成28年度末現在

(2) 知的障がい者（児）

療育手帳所持者数は、平成 28 年度末現在で 800 人です。そのうち、18 歳未満の障がい児が 172 人（21.5%）、18 歳以上の障がい者が 628 人（78.5%）、となっています。

知的障がい者は増加傾向にありますが、知的障がい児は減少傾向にあります。

図表-6. 療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
知的障がい者（児）	761	763	800	5.1%
18 歳未満	183	175	172	△6.0%
18 歳以上	578	588	628	8.7%

各年度末現在

障がい程度別にみると、B2 の方が 315 人で最も多く、次いで A1 の方が 241 人、B1 の方が 219 人となっています。

図表-7. 療育手帳の所持状況

単位：人

	A 1	A 2	B 1	B 2	合計
18 歳未満	41	5	32	94	172
18 歳以上	200	20	187	221	628
合 計	241	25	219	315	800

平成 28 年度末現在

※ A 1 …重度の知的障がい（IQ35 以下）

A 2 …中度の知的障がい（IQ36～50）であって 3 級以上の身体障害を合併している者

B 1 …中度の知的障がい（IQ36～50）

B 2 …軽度の知的障がい（IQ51～75）

(3) 精神障がい者（児）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度末の756人から、平成28年度末には865人となり、増加率は14.4%と精神障がい者が急増していることがわかります。

1級、2級の手帳所持者の割合が、93%を超えています。

図表-8. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増加率
精神障がい者（児）	756	782	865	14.4%
18歳未満	15	16	19	26.7%
18歳以上	741	766	846	14.2%

図表-9. 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 単位：人

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	2	5	12	19
18歳以上	384	416	46	846
合計	386	421	58	865

平成28年度末現在

(4) 難病患者

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に難病及び小児慢性特定疾病が新たに加わり、障害福祉サービスや相談支援の対象となりました。また、難病の患者に対する医療等に関する法律が平成26年5月23日に成立し、平成27年1月1日から新たな法律の枠組により医療費助成が受けられるようになりました。平成29年4月1日からは対象疾病数が330となりました。

本市の患者数は、平成28年度末には768人です。

図表-10. 難病患者数の推移 単位：人

	平成27年度	平成28年度
難病患者数	724	768

各年度末現在（松本保健福祉事務所より）

第3項 地域資源

(1) 障がい者（児）施設

平成24年3月31日の障害者自立支援法の施行により、障害者自立支援法に基づいた福祉事業を行う事業所として就労継続支援B型事業所が増加しています。

また、児童福祉法の改正により、平成24年度からは障害児通所支援として児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の新たな事業体系に変わり、平成28年度には放課後等デイサービス事業所が増加し、1日に受け入れられる利用児は66人となりました。

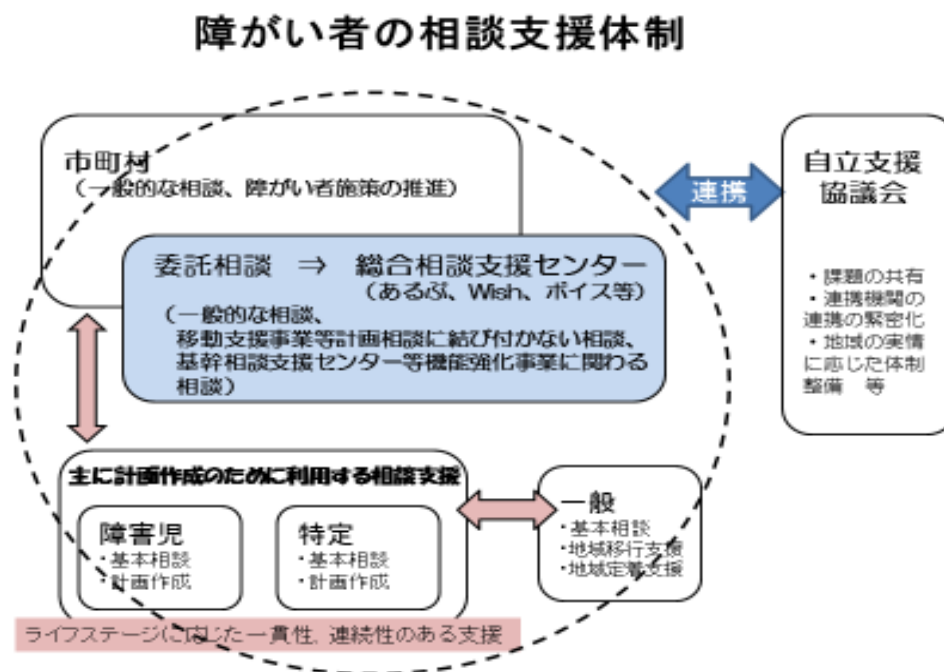
図表-11. 障害者総合支援法・児童福祉法に位置づけられた市内障がい者（児）施設 単位：ヶ所

事業種別	サービスの種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問系サービス	居宅介護	11	10	10
	重度訪問介護	9	8	8
	行動援護	3	3	3
	同行援護	7	6	6
	重度障害者等訪問介護	0	0	0
日中系サービス	生活介護	12	12	12
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	4	4	4
	就労移行支援	1	1	2
	就労継続支援A型	0	1	1
	就労継続支援B型	17	19	23
施設系サービス	共同生活援助	19	19	19
	施設入所支援	3	3	3
	短期入所	3	3	3
	宿泊型自立訓練	1	1	1
障害児通所支援	児童発達支援	4	4	5
	放課後等デイサービス	4	4	8
	保育所等訪問支援	1	1	1
相談支援事業所	指定特定相談支援事業所	6	7	9
	指定障害児相談支援事業所	6	7	9
	一般相談支援事業所	1	1	1
総合相談支援センター		1	1	1
地域活動支援センター		4	4	4

(2) 相談支援体制

1) 相談支援事業

図表-12.



相談支援体制は、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行う計画相談支援、市町村相談支援事業として市が直接行う相談と松本地域の3市5村（以下「松本圏域」という）により総合相談支援センターへ委託を行う委託相談を実施する体制となっています。また、松本圏域では自立支援協議会を設置し、地域の障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行っています。

図表-13. 市が直接行う相談件数の推移

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
相談延べ件数	1,940	2,884	2,389	23.1%
障がい者	1,745	2,546	2,027	16.2%
障がい児	195	338	362	85.6%

福祉行政報告例より

図表-14. 総合相談支援センターにおける相談件数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
相談延べ人員	2,876	3,448	3,865	34.4%
障がい者	2,661	3,134	3,507	31.8%
障がい児	215	314	358	66.5%

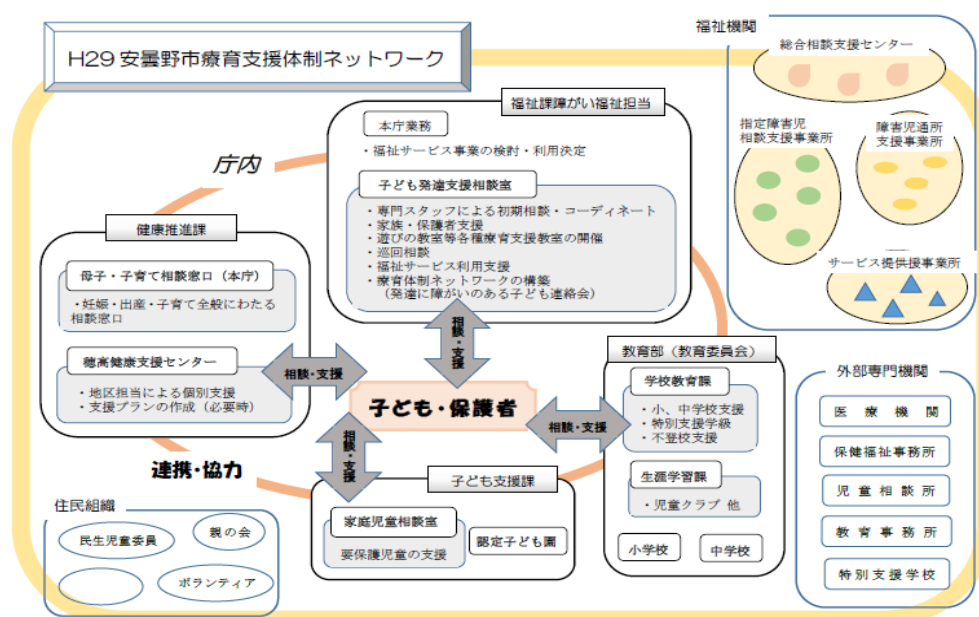
あるび、Wish、ボイスの3総合相談支援センターに相談委託をしており、平成28年度は3,865件の相談がありました。支援内容は「福祉サービス利用に関する支援」が40.9%、次いで「不安の解消・情緒の安定に関する支援」28.1%「家族等人間関係に関する支援」が23.5%であります。

2) 障がい児相談支援事業

保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関の連携により、発達に心配のある子どもの抱える課題を早期に発見し、早期療育につなげるとともに、乳幼児期から成長段階に応じた一貫した支援を行うことで、発達に心配のある子どもが健やかに成長し、18歳以降のステージに円滑につながり、安心して生活ができる地域社会の創造を目指し、子ども発達支援相談室が平成24年度に開設されました。

市では、市役所内部、専門機関等支援体制ネットワークを構築し支援にあたっています。

図表-15.

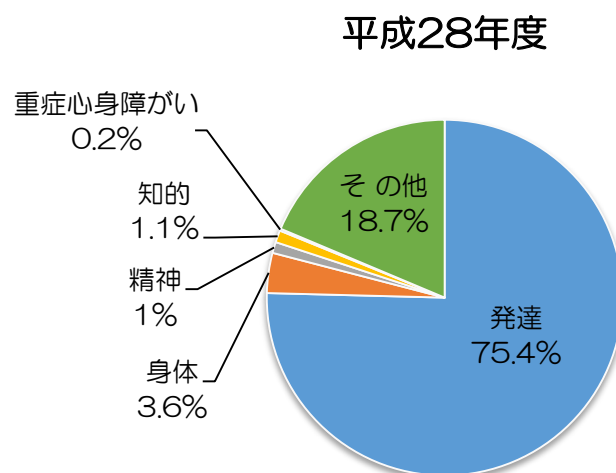


図表-16. 子ども発達支援相談室における相談数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
相談延べ人員	1,245	1,026	1,098	△11.8%

図表-17. 子ども発達支援相談室における相談内容の内訳



子ども発達支援相談室の相談内容の内訳は、発達に関する相談が 75.4%と 3/4 を占めています。また、その他 18.7%の内容は不登校、手段不適應、対人トラブル、親子関係などの相談となっています。

(3) 保育・教育環境

1) 市公立認定こども園の状況

本市の保育は平成 28 年度市内 18 公立保育園が認定こども園になりました。
平成 28 年度入園児数は幼稚園を含み、2,499 人です。また、加配配置を必要とする園児数は 85 人であり、増加傾向にあります。

図表-18. 公立認定こども園等の状況 単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
入園児数	2,430	2,422	2,499	2.8%
加配配置のある園児	49	80	85	73.5%
看護師配置のある園児	3	4	5	66.7%

2) 特別支援学級の状況

本市の小中学校に設置されている特別支援学級は、平成 28 年 5 月現在 55 学級（小学校 31、中学校 24）、通学・通級している児童・生徒は 292 人（児童 180、生徒 112）で前年比 9.8%増となっています。また、その内自閉症・情緒障がい児学級は 218 人（児童 131、生徒 87）であり、全体の 74.7%を占めます。

図表-19. 特別支援学級の状況 (各年度 5 月現在)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	増加率
小学校数	10 校	10 校	10 校	0.0%
学級総数	178 学級	172 学級	167 学級	△6.2%
特別支援学級数	28 学級	32 学級	31 学級	10.7%
児童総数	5,343 人	5,220 人	5,047 人	△5.5%
特別支援学級児童数	131 人	161 人	180 人	37.4%
(内) 知的障がい	39 人	43 人	49 人	25.6%
(内) 自閉症・情緒障がい	92 人	118 人	131 人	42.4%
中学校数	7 校	7 校	7 校	0.0%
学級総数	90 学級	90 学級	90 学級	0.0%
特別支援学級数	22 学級	22 学級	24 学級	1.1%
生徒総数	2,869 人	2,869 人	2,820 人	△1.7%
特別支援学級生徒数	103 人	105 人	112 人	8.7%
(内) 知的障がい	36 人	29 人	25 人	△30.6%
(内) 自閉症・情緒障がい	67 人	76 人	87 人	29.9%

また、特別支援学校については、池田町に長野県安曇養護学校が設置されており、本市からも 105 人（本校 97 人、平成 22 年に設置されたあづみ野分教室 8 人）の児童・生徒が通学しています。

図表-20. 安曇養護学校の状況 (平成 29 年 5 月現在 単位：人・学級)

	小学部	中学部	高等部	あづみ野分室	訪問	合計	たんぽぽ
学級数	6	7	9	3		25	
児童・生徒数	45	46	71	23	5	190	(8)
安曇野市内からの通学者数	29	19	45	8	4	105	(5)

※ たんぽぽ：重度の重複障がい児の学級（再掲）

※ 訪問：障がいのため通学が困難な児童・生徒（小・中・高）を対象に教師が自宅へ出向き教育する。

第 4 項 サービスの利用状況

(1) 自立支援給付サービスの状況

①訪問系サービス

訪問系サービスを利用する障がい者は、居宅介護・同行援護は横ばい、行動援護は利用実人員、利用時間とも増加傾向にあります。

図表-21. 訪問系サービスの年間利用状況

	実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
居宅介護 (ホームヘルプ)	実人員	118 人	119 人	118 人	0.0%
	総利用時間	13,179 時間	11,953 時間	12,502 時間	△5.1%
重度訪問介護	実人員	0 人	0 人	0 人	—
	総利用時間	0 人	0 人	0 人	—
同行援護	実人員	9 人	9 人	10 人	11.1%
	総利用時間	727 時間	789 時間	902 時間	24.1%
行動援護	実人員	6 人	6 人	10 人	66.7%
	総利用時間	478 時間	493 時間	933 時間	95.2%
重度障害者等 包括支援	実人員	0 人	0 人	0 人	—
	総利用時間	0 人	0 人	0 人	—

*実人員：年間利用者実人員とする。

②日中活動系サービス

全体的にサービスを利用する障がい者は増加傾向にあります。特に、就労継続支援 B 型利用者が増加しています。就労継続支援の利用者の中には、特別支援学校等の卒業者が卒業後の進路を決定するための就労アセスメントでの利用者が毎年 10 人程度含まれています。

図表-22. 日中活動系サービスの年間利用状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
生活介護	実人員	190 人	194 人	191 人	0.5%
	総利用日数	38,354 日	39,319 日	40,876 日	6.6%
自立訓練 (機能訓練)	実人員	4 人	3 人	1 人	△75.0%
	総利用日数	166 日	66 日	55 日	△66.9%

自立訓練 (生活訓練)	実人員	34人	36人	32人	△5.9%
	総利用日数	3,770日	3,390日	3,279日	△13.0%
就労移行支援	実人員	20人	31人	34人	70.0%
	総利用日数	2,493日	2,848日	2,926日	17.4%
就労継続支援 (A型)	実人員	21人	22人	20人	△4.8%
	総利用日数	4,625日	5,192日	4,063日	△12.2%
就労継続支援 (B型)	実人員	225人	222人	273人	21.3%
	総利用日数	36,074日	37,255日	40,578日	12.5%
療養介護	実人員	15人	14人	14人	△6.7%
	総利用日数	4,965日	5,107日	4,913日	△1.0%
短期入所 (福祉型)	実人員	38人	46人	45人	18.4%
	総利用日数	2,010日	1,994日	2,047日	1.8%
短期入所 (医療型)	実人員	4人	4人	4人	0.0%
	総利用日数	181日	266日	222日	22.7%

*実人員：年間利用者実人員とする。

*就労継続支援の中には就労アセスメントにおける利用者も含まれる。

③ 居住系サービス

共同生活援助、宿泊型自立訓練利用者はほぼ横ばい、施設入所支援利用者は減少傾向にあります。宿泊型自立訓練の利用日数が増加しているのは平成26年度途中から市内に施設整備されたことによります。

図表-23. 居住系サービスの年間利用状況

	実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増加率
共同生活援助	実人員	86人	93人	90人	4.7%
	総利用日数	25,501日	27,447日	28,468日	11.6%
施設入所支援	実人員	104人	99人	96人	△7.7%
	総利用日数	34,176日	32,264日	31,889日	△6.7%
宿泊型自立訓練	実人員	12人	14人	12人	0.0%
	総利用日数	2,632日	3,376日	3,219日	22.3%

*実人員：年間利用者実人員とする。

④ 相談支援

平成 24 年度から計画相談支援の対象者が拡大され全員が対象となり、段階的に導入を行い、平成 28 年度末にはサービス利用者の 99.4%の障がい者が利用しています。

図表-24. 相談支援の年間利用状況

	実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
計画相談支援	利用支援	314 人	446 人	475 人	51.3%
	継続支援	768 件	1,078 件	1,079 件	40.5%
地域移行支援	実人員	4 人	2 人	1 人	△75.0%
	利用月数	15 月	5 月	5 月	△66.7%
地域定着支援	実人員	0 人	0 人	2 人	—
	利用月数	0 月	0 月	12 月	—

*利用支援は年間利用者実人員、継続支援は年間総回数とする。

⑤ 障がい児サービス

就学前の児童が利用する児童発達支援、就学後の児童が利用する放課後等デイサービスの利用者が増加しています。

図表-25. 障がい児福祉サービスの年間利用状況

	実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
児童発達支援	実人員	20 人	24 人	25 人	25.0%
	総利用日数	1,704 日	1,671 日	2,317 日	36.0%
放課後等 デイサービス	実人員	54 人	59 人	84 人	55.6%
	総利用日数	3,499 日	4,216 日	6,400 日	82.9%
保育所等訪問支援	実人員	2 人	4 人	7 人	250.0%
	総利用日数	5 日	11 日	15 日	200.0%
医療型 児童発達支援	実人員	0 人	0 人	0 人	—
	総利用時間	0 日	0 日	0 日	—
福祉型 障害児入所支援	実人員	0 人	0 人	0 人	—
医療型 障害児入所支援	実人員	8 人	7 人	7 人	△12.5%
障害児相談支援	利用支援	21 人	50 人	104 人	395.2%
	継続支援	27 件	84 件	156 件	477.8%

*利用支援は年間利用者実人員、継続支援は年間総回数とする。

(2) 自立支援医療の給付状況

① 育成医療

育成医療受給者は、音声・言語・そしゃく障害の比率が高くなっています。

図表-26. 育成医療受給者数の推移（単位：人）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
視覚障害		4	9	8	100.0%
聴覚・平衡機能障害		0	4	1	—
音声・言語・そしゃく障害		8	11	13	62.5%
肢体不自由		8	7	6	△25.0%
内部障害	心臓	2	3	0	—
	腎臓	1	0	2	100.0%
	小腸	1	1	0	—
	肝臓	0	0	0	—
	その他	4	10	9	125.0%
免疫機能		0	0	0	—
合 計		28	45	39	39.3%

② 更生医療

更生医療受給者数は、心臓や腎臓の内部障害の比率が高くなっています。

図表-27. 更生医療受給者数の推移（単位：人）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
視覚障害		0	0	0	—
聴覚・平衡機能障害		0	0	0	—
音声・言語・そしゃく障害		1	0	0	—
肢体不自由		7	9	12	71.4%
内部障害	心臓	7	12	9	28.6%
	腎臓	18	21	20	11.1%
	小腸	0	0	0	—
	肝臓	0	0	0	—
	その他	0	0	0	—
免疫機能		8	9	8	0.0%
合 計		41	51	49	19.5%

③精神通院医療

精神通院医療受給者の中では統合失調症の方が全体の4割以上を占めています。近年では発達障がいの方が増加しています。

図表-28. 精神通院医療受給者疾病別申請者数 (単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増加率
器質性精神障害	121	126	146	20.7%
薬物性精神障害	26	27	28	7.7%
統合失調症	734	750	765	4.2%
気分障害	457	470	482	5.5%
神経症	121	122	144	19.0%
行動障害	5	5	7	40.0%
人格障害	8	8	6	△25.0%
精神遅滞	21	23	26	23.8%
発達障害	36	51	62	72.2%
情動障害	10	13	16	60.0%
てんかん	76	73	83	9.2%
その他	1	0	0	—
分類不明	31	16	8	△74.2%
合計	1,647	1,684	1,773	7.7%

(3) 補装具給付

補装具の購入・修理のサービス利用件数は、ほぼ横ばいでの推移となっています。

図表-29. 補装具給付サービスの利用状況 (単位：件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	増加率
18歳以上	購入	56	56	68	21.4%
	修理	55	67	47	△14.5%
18歳未満	購入	32	34	24	△25.0%
	修理	10	10	9	△10.0%
合計		153	167	148	△3.3%

(4) 地域生活支援事業

意思疎通支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業については、減少傾向にあります。日中一時支援事業については、利用者が増加しています。

図表-30. 地域生活支援サービスの利用状況

事業の種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
理解促進研修・啓発事業	研修会実施	講演会実施	講演会実施
自発的活動支援事業	3 団体	3 団体	3 団体
相談支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	1 件	0 件	0 件
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	323 件	249 件	197 件
日常生活用具給付等事業	2,387 件	2,202 件	2,185 件
手話奉仕員養成研修事業	12 人	12 人	9 人
移動支援事業	73 人	73 人	75 人
	4,755 時間	4,623 時間	3,919 時間
地域活動支援センター機能強化事業	3 事業所	3 事業所	3 事業所
訪問入浴サービス事業	12 人	12 人	8 人
	610 回	570 回	593 回
日中一時支援事業	107 人	109 人	133 人
	5,625 回	5,489 回	5,693 回
レクリエーション等活動等支援	2 団体	2 団体	2 団体
芸術文化活動振興	2 団体	2 団体	2 団体

(5) 権利擁護

①成年後見

成年後見制度については、対象者や家族等からの相談を受け、関係機関へつないでいます。特に法人後見の必要がある場合は、成年後見支援センターかけはしと連携して制度の円滑な利用に努めています。

平成 28 年度成年後見支援センターかけはしで実施した事業としては、法人後見等の受任（新規受任：高齢者 5 件、障がい者 1 件（住所地特例）、本市権利擁護検討会への職員出席、研修会等の開催があげられます。その他に、市民後見人養成事業、市民後見人材バンク登録者実務実習の実施により、今後の市民後見人の養成・活用が期待されます。

②障がい者虐待防止

障がい者虐待防止については、通報・相談とも件数としては多くありません。引き続き相談窓口や障がい者虐待について周知し、虐待防止に努めます。

図表-31. 障がい者虐待への対応

虐待の種類 (虐待者)	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	通報等	虐待数	通報等	虐待数	通報等	虐待数
養護者	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件
内容	経済的 1		身体的 1		心理的 1	
福祉施設従事者等	1 件	1 件	2 件	0 件	2 件	0 件
内容	身体的 1 心理的 1 放棄放任 1 ※	身体的 1 心理的 1 放棄放任 1 ※	身体的 1 経済的 1		身体的 1 心理的 1	
使用者	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
内容	身体的 1					

※内容重複案件

第5項 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における障がい者雇用の状況

民間企業における障がい者雇用率は、長野県、全国ともに増加しています。

本市を含むハローワーク松本管内では、平成27年度少し落ち込んだものの平成28年度には平成26年度実績を超える状況まで回復しました。

図表-32. 障がい者雇用率の推移 (単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ハローワーク松本管内	1.84	1.77	1.85
長野県	1.96	1.98	2.02
全 国	1.82	1.88	1.92

(2) 福祉的就労の状況

市内の福祉的就労場所は、就労継続支援B型事業所が増加傾向にあります。

また、近隣市町村の福祉的就労場所についても、就労継続支援B型事業所が増加する傾向にあります。

図表-33. 市内の福祉的就労場所の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就労継続支援A型事業所	2か所	2か所	2か所
就労継続支援B型事業所	17か所	19か所	23か所

第3章 障がい者施策における課題

国における施策展開や社会経済情勢の動向、また、本市における障がいのある人を取り巻く状況などを踏まえ、今後の障がい者施策の推進にあたって重点的に取り組むべき課題を整理すると、次のようになります。

1 気軽に相談できる相談支援体制の充実・強化

障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要なときにいつでも相談でき、適切な支援につながる体制づくりが求められています。

相談支援体制は、平成27年度から障害者総合支援法で義務づけた基本相談支援を基盤とした計画相談支援が重要な役割を担っています。本市窓口においては、一般的な相談支援を行うほか、体制整備や社会資源の開発等も加えた相談事業を圏域で設置されている「障害者総合相談支援センター」に委託しています。

障がい者の地域での生活を支える大きな役割が期待されているほか、就学前から就業支援まで、一貫した相談支援体制を望む声が多くきかれます。本市では、平成24年度に開設した子ども発達支援相談室に専門スタッフを配置し、早期発見・早期支援に繋げています。支援に必要な情報を共有できる関係機関のネットワークを構築し、生涯にわたる一貫した支援を目指します。

障がい者の高齢化、重度化や「親なき後」を見据えた地域情勢の中で相談支援の核となる基幹相談支援センターを設置し、安心して地域生活が送れるよう地域拠点整備を行っていかねばなりません。

求められる重点的な取り組み

- 障害者自立支援協議会との連携の中で、基幹相談支援センターの設置、総合相談支援センターの体制および機能分化を図り、安曇野市の相談支援体制の充実を図っていきます。
- 相談支援専門員が行う支援への指導強化や連携強化などを行い、相談支援専門員の質の向上等人材育成に努めます。
- 保健・医療・福祉・教育・就労のほか各分野の関係機関ネットワークを構築し、一人ひとりの状況についての情報共有の仕組みづくりを検討します。
- 児童の相談支援、療育及び他機関との連携を強化し、児童発達支援センターの設置について検討します。

2 地域で自立するための活動の場・働く場の確保

障がいのある人が地域で生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた活動の場、働く場が身近なところにあることが必要です。

企業での雇用を促進するためには、障がい者本人をはじめ就労を支援する職員等の「企業で働くことへの具体的なイメージ」を理解することが重要となります。そのためには、就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーによる助言を実施し企業での雇用についての理解促進を図る必要もあります。また、教育機関における就労に向けた支援の充実、就労移行支援・就労継続支援A型・B型事業所利用者の一般就労への移行の促進、就職しても短期間で離職することのないよう就職後の定着支援の強化が必要となります。

就労継続支援事業や就労移行支援事業を推進することで障がい者の働く場の確保を図り、地域生活支援事業における地域活動支援センターの充実を図るとともに、地域における一般就労をいかに拡充していくか等について、市民・事業者・関係機関とともに検討していかねばなりません。

さらに、一人ひとりのニーズや課題に応じて、職業準備訓練や職場実習あっせん、求職活動への同行、生活面の支援など様々な相談に応じる障害者就労・生活支援センターやジョブコーチ、トライアル雇用等の制度を活用しながら、就労環境への適応および雇用促進を図っていく必要があります。



求められる重点的な取り組み

- 就労継続支援事業、就労移行支援事業の推進、地域活動支援センターの充実に努めます。
- 個々のニーズに応じた職業準備訓練や職場実習あっせん、生活面の支援など様々な相談に応じるため、障害者就労・生活支援センターの活用を図ります。
- 企業等への理解促進を図りながら一般就労の場および福祉的就労の場の拡大に努めます。
- 一般就労に移行した障がい者の職場定着支援について、就業支援ワーカーとの連携を図りながら強化していきます。
- 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行う就労定着支援を関係機関と連携し実施に努めます。
- ハローワークを中心とした地域の関係機関による就労支援ネットワークの充実に努めます。

3 地域での生活を支えるためのサービスの充実

障がいのある人が、地域でその人らしく自立した生活を送れるようにするためには、地域での生活を支えるためのサービスの充実が欠かせません。

必要なサービスが受けられる在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、日常的な居場所の確保、障がいの発生予防や軽減および悪化防止に向けた保健・医療の充実、安心して生活していけるための経済的支援など、地域をあげた包括的な支援を進めていくことが必要です。

一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供がなされるためには、相談支援体制の充実を図り、個々の状態やニーズに対応し、かつ自己選択・自己決定を最大限に尊重できるよう、サービス提供事業者の質の向上、専門的な人材やボランティアなど、サービス提供を支える人材の育成・確保が必要です。

さらに、障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みづくりが必要です。



求められる重点的な取り組み

- 必要な人に適切なサービス提供がなされるよう、ケアマネジメント体制の確立とサービス等の情報提供の充実に努めます。
- サービスの担い手となる事業者の育成、専門的な人材の育成・確保に向け、各種研修の実施および参加促進を図ります。
- 居住支援のための相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応など、生活を地域全体で支えるサービス提供の体制づくりに努めます。

4 ともに生きるための暮らしやすい環境づくり

障がいのある人とない人とが分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる社会を実現するために平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

本市における各障害者手帳の所持者数は5,680人(平成28年3月31日現在)で、およそ市民18人に1人(約5.8%)の割合となっています。またこれに、障がいがあっても手帳を所持していない人などを加えると、何らかの支援や配慮が必要な人の割合はさらに高くなるものと思われます。

障がいのある人のみならず、すべての人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方にたって、「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくと同時に、まちやものにとどまらず、情報、サービス、こころといったソフト面でのバリアフリー化を推進していくことが必要です。

とりわけ、啓発や教育、交流など多様な手段・機会を通じて、障がいに対する人びとの理解を促進し、支援と交流の輪を広げていくことは、非常に重要な課題となります。



求められる重点的な取り組み

- 行政や民間事業者だけでなく、地域社会で障がい者差別を解消できるよう取り組みに努めます。
- 障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな人が集い、交流できる機会の充実を図ります。
- 多くの人々が利用する公共的施設について、計画的にバリアフリー化を推進するとともに、生活の拠点となる居住環境のバリアフリー化を支援します。
- 障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援、移動支援に努め、社会参加の促進を図ります。
- 教育機関や生涯学習等での福祉教育の充実にも努め、障がいそのものの理解や障がい者、障がい児に対する理解を促進します。

第2部

障害者基本計画

第1章 計画の基本方針

第1項 基本理念（障がい者施策における基本的な考え方）

本市が目指すべきまちづくりは、障がいのあるなしにかかわらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参画できるまちづくりです。

そのためには、

- 自己選択・自己決定の原則のもと必要な支援を受けながら、社会参加を制限しているさまざまな障壁を取り除いていくことで、安心して豊かな生活を送ることができる体制づくり
- その人が持つ能力を十分発揮しながら、地域社会の対等な構成員として、社会参加等を通じてその責任を分担していくことのできる環境づくり

を進めなければなりません。

そこで、このまちづくりの方向性を「一人ひとりが輝き、心豊かに安心して暮らせる共生のまち 安曇野市」というキャッチフレーズで表現し、行政、市民、社会福祉法人、NPO法人や企業等、地域全体がこの基本理念を共有しながら、その実現に向けた施策展開を図ります。

**「一人ひとりが輝き、心豊かに安心して
暮らせる共生のまち 安曇野市」**

第2項 基本目標

基本理念に基づき、「一人ひとりが輝き、心豊かに安心して暮らせる共生のまち 安曇野市」の実現に向け、本計画においては、下記の3つの基本目標を掲げ、障がいのある方の自立を支えるまちづくりを目指します。

基本目標1 お互いを思いやり、ともに支えあう「共生」の環境づくり

多くの交流活動を通じて障がいや障がいのある人に対する理解を促進するとともに、心のバリアフリー化および生活空間のバリアフリー化を推進し、地域の人々すべてが、一人ひとりの個性や人格を尊重しあいながら、お互いを思いやり、ともに支え合う地域社会づくりを目指します。

基本目標2 地域で「安心」して暮らし続けることができる支援づくり

障がいのある人の悩みや要望、提案などの声を聞き、ニーズを的確に把握しながら、サービス提供主体の確保および質の向上を図るとともに、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、関係機関および関係分野の総合的な連携のもとでの包括的な支援体制の充実および権利擁護の推進に努め、地域で安心して暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

基本目標3 意欲と生きがいに満ちた「豊かな」暮らしづくり

一人ひとりがその能力を伸ばし、発揮しながら地域社会の一員として貢献することができ、その人の意向に応じて積極的に社会参加することができる環境づくりを推進し、意欲と生きがいに満ち、心豊かに暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

第3項 施策体系

基本目標の実現に向け、各分野および関係機関等と連携を図りながら、効果的で効率的な施策展開を図ります。

基本目標1 お互いを思いやり、ともに支えあう「共生」の環境づくり

1 相互理解	主要施策 1-1 交流機会の創出
	主要施策 1-2 福祉教育の推進
	主要施策 1-3 理解促進の研修・啓発
2 生活環境	主要施策 2-1 ハード面のバリアフリー化
	主要施策 2-2 ソフト面のバリアフリー化
	主要施策 2-3 防災・防犯対策の充実

基本目標2 地域で「安心」して暮らし続けることができる支援づくり

3 生活支援	主要施策 3-1 相談支援体制の強化
	主要施策 3-2 在宅生活支援の充実
	主要施策 3-3 権利擁護の推進
	主要施策 3-4 情報提供の充実
4 保健・医療	主要施策 4-1 疾病予防と早期発見、早期治療
	主要施策 4-2 児童発達相談支援の充実
	主要施策 4-3 精神保健の推進

基本目標3 意欲と生きがいに満ちた「豊かな」暮らしづくり

5 教育・育成	主要施策 5-1 就学前保育・教育の充実
	主要施策 5-2 特別支援教育の推進
6 雇用・就労	主要施策 6-1 一般就労の促進
	主要施策 6-2 福祉的就労の場の確保
7 社会参加	主要施策 7-1 スポーツ・芸術文化活動の促進
	主要施策 7-2 意思疎通支援の充実
	主要施策 7-3 障がい者団体の育成・支援

第2章 施策の展開

第1項 相互理解

主要施策 1-1 交流機会の創出

現況と課題

障がい者が地域社会において豊かな人間関係の下で暮らし続けることができるよう、ともに生き、支えあう「共生のまち」を実現することが必要です。

平成21年度から精神障がい者に対する普及啓発、交流促進のため「地域で共に生きようフェスティバル」を市民、事業所、本市担当職員により実行委員会を組織し開催しています。今後は障がい種別や障がいのあるなしに関わらず交流を創出するための取り組みを推進していく必要があります。

施策の方向性

障がい者団体や施設等で行われるイベントへの市民の参加促進や各種イベントにおいて障がい者でも参加しやすい運営方法の検討などにより、障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな人たちとの交流機会の創出に努め、ふれあいを通じて障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

具体的な取り組み

- 各種イベント等への参加支援
- 広報誌における啓発
- 各種団体・施設等の活動に対する支援
- 障がい者福祉施設合同展示販売会開催の支援



主要施策 1-2 福祉教育の推進

現況と課題

市民が障がいや障がいのある人について理解していくことは、共生のまちづくりを進めるうえで欠かせません。

現在、小中学校においては、人権教育の一環として障がい者本人や障がい福祉従事者による講演会や施設での福祉体験学習等を実施しています。高等学校においては、教科学習で扱うほか、クラブ活動やキャリア教育の一環として地域と関わる活動の中で障がいへの理解促進が行われています。また、放課後や休日においては、放課後児童クラブなどで障がい児の受け入れを行っているほか、事業所ごとに特色ある療育支援が行われる放課後等デイサービスの利用者が増加しています。

障がい者に対する理解を深めるためには、小さな時期から障がいのあるなしにかかわらず一緒に過ごすことが重要であると考えられることから、今後も学校教育における福祉教育を推進するとともに、市民に対しさまざまな機会を通じて障がい者に対する理解を深める取り組みを推進していく必要があります。

また、障害者差別解消法の施行に伴い市で制定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する安曇野市職員対応要領」などを用いて、市職員に障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切な対応をするために必要な職員研修などの機会を継続的に創出していく必要もあります。

施策の方向性

今後も、小さな時期からさまざまな場面や機会を通じて、障がいや人権に対する理解を深めるための学習・交流機会の充実に努めるとともに、地域全体で障がいに対する知識の習得や障がい者への理解を深めるための場の創出に努め、お互いを尊重し思いやる心の醸成を図ります。

また、市職員に対して障がいへの理解を深め、障がい者に適切な対応をしていくための研修会等の充実に努めます。

具体的な取り組み

- ・小中学校での人権教育の実施及び高等学校での学習、交流を通しての理解促進
- ・放課後児童クラブでの相互交流の実施
- ・福祉講座、講演会等の充実
- ・市職員に対する研修の充実

主要施策 1-3 理解促進の研修・啓発

現況と課題

障がいのある人が地域生活を送るためには、市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが大切です。

本市においては、12月3日から9日の障害者週間に合わせ、パラリンピック出場選手の講演会や各種研修等により啓発を行うとともに、広報により周知を図ってきました。

障がい者と地域住民との交流の機会を増やすなど、地域全体で障がいや障がい者への理解を深めることが重要であり、広く啓発・広報活動を行っていく必要があります。

施策の方向性

障がいや障がい者に関する正しい理解を広めるため、様々な場面において周知を図っていきます。

障害者週間等の機会をとらえ、多くの市民が参加できる企画について検討し、交流の場の拡大を図り、共生社会の実現を目指していきます。

具体的な取り組み

- ・ 広報誌、市ホームページによる広報の推進
- ・ 「出前講座」による広報の推進
- ・ 「障害者週間」に合わせた研修会や講演会の開催

第2項 生活環境

主要施策2-1 ハード面のバリアフリー化

現況と課題

共生のまちづくりを進めていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになるさまざまなバリアを取り除いていかなければなりません。

市の施設や幹線道路等においては、段差の解消や点字ブロック、夜間照明の設置など、障がい者に配慮した施設整備を進めていますが、改善すべき点もあり、計画的な整備を推進していく必要があります。

県では平成28年度から障がい者等用駐車区画の適正利用を促進するため信州パーキング・パーミット制度を始め、市もこの事業の推進を支援しています。

また、外出支援については、デマンド交通の活用、タクシー券の交付、リフト付自動車の貸し出し等と併せて、障がい者が利用しやすい交通環境の整備を市全体で包括的に考えていくことが必要です。

施策の方向性

障がい者にやさしい住宅改良促進事業に関する制度の周知を図りながら、障がいのある人が暮らしやすい住環境づくりを支援します。

市の施設については、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの視点にたってバリアフリー化を推進していきます。併せて不特定多数の人が集まる民間施設やエリアについても、バリアフリー化への取り組みを働きかけるとともに、信州パーキング・パーミット制度の周知にも努めます。

障がい者が利用しやすい交通環境の整備を市全体で包括的に考えていきます。

具体的な取り組み

- ・住宅改良促進事業による住環境整備の支援
- ・公共的施設のバリアフリー化の推進
- ・道路交通環境のバリアフリー化の推進
- ・信州パーキング・パーミット制度の推進
- ・市全体の包括的な交通環境整備の推進



主要施策 2-2 ソフト面のバリアフリー化

現況と課題

障がい者が地域で安心して暮らし、積極的に社会参加していくことができる環境づくりの推進にあたっては、ハード面のみならず、ソフト面のバリアフリー化も必要です。

障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で行動の妨げとなるものは、物理的なものだけではなく、制度、慣行、観念なども含めた「社会的障壁」です。平成28年度から施行された「障害者差別解消法」では、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている意思の表明があった場合、過重な負担になりすぎない範囲で、「合理的配慮」の提供を求めています。

今後は、合理的配慮の提供に向けた取り組みについて検討、推進していくとともに、市民に対し障がい者にとっての社会的障壁について理解の促進を図り、バリアをつくらぬまちづくりを推進していく必要があります。

施策の方向性

障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で行動の妨げとなる「社会的障壁」を取り除くための取り組みを推進し、障がいのある人が安心して心豊かに暮らしていける環境づくりを進めます。

また、合理的配慮の提供に向けた取り組みを推進していくと共に、民間事業者にも合理的配慮を行うよう働きかけていきます。

具体的な取り組み

- ・ 障がい福祉関係団体等との懇談会の開催
- ・ 社会的障壁に対する啓発の推進
- ・ 合理的配慮の提供の推進
- ・ 民間事業者への合理的配慮提供の働きかけ
- ・ 企業、団体等での「あいサポート研修」開催の働きかけ

主要施策 2-3 防災・防犯対策の充実

現況と課題

災害時等に自力避難できない人や緊急時に周囲に連絡できない人など多くの障がい者が不安を抱えています。いざというときに障がい者と地域が連携できる支援体制の強化が必要です。

現在、防災対策としては、地域ごとの自主防災組織の設置、支えあいマップの整備が進んでおり、きめ細かな支援体制が構築されつつあります。また、本市では要援護者台帳を作成し、毎年更新し、支援が必要な障がい者の把握をしています。

さらに、防犯対策としては、防犯関係団体や警察との連携のもと犯罪被害予防の啓発活動を行っていますが、障害者基本法の改正により「消費者としての障がい者の保護」の規定が加えられたこと等、これまで以上に障がい者の消費生活への支援と啓発を図っていく必要があります。また、平成 28 年の相模原市の障害者支援施設での事件を受け、社会福祉施設等における入所者の安全確保が防犯における全国的な課題となっています。

施策の方向性

防災対策については、いざというときの初期活動が円滑に行われるよう、援助を必要とする要援護者の状況等を把握しながら、障がいの特性に応じた情報提供と避難体制の強化を推進していくとともに、障がい者に対する防災知識の普及・啓発を図ります。また、福祉避難所における障がいのある人の受入体制についてさらに検討していきます。

防犯対策については、本市がこれまで行ってきた知識の普及および啓発活動を進めるとともに、関係機関等と連携しながら、障害者支援施設をはじめとした社会福祉施設における安全確保を強化していきます。

具体的な取り組み

- 市防災計画の推進
- 防災、防犯知識の普及及び意識啓発
- 地域防災、防犯体制の確立、強化
- 災害時メール受信サービス、防災ラジオ等緊急通報体制の充実
- 災害時要援護者の把握と避難所における障がい者への配慮及び福祉避難所の設置
- 社会福祉施設の安全確保の徹底

第3項 生活支援

主要施策3-1 相談支援体制の強化

現況と課題

障がい者の地域生活を支えるための相談支援体制は重要な障がい者施策の一つです。身近で気軽に相談できる体制の充実が必要です。

現在、本市担当窓口において相談に応じているほか、総合相談支援センターにおいて委託相談や平成27年度から義務づけられた障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて計画相談支援を実施しています。本市における相談支援事業所数や相談支援専門員はまだまだ不足している状況にあり、相談支援専門員の確保、適正なモニタリングの実施等専門性の向上が必要とされます。

さらに、保健・医療・教育・労働・福祉などの専門分野の関係機関や当事者等家族で構成する自立支援協議会を活用し相談支援体制等の強化を図る必要があります。

また、子ども発達支援相談室では、障がい児等の相談機関の拠点として保護者、認定子ども園、学校、医療機関等から発達の遅れなど児童の相談に対応してきましたが、体制の強化、児童から大人への相談支援体制の継続性について連携強化をさらに進めていく必要があります。

施策の方向性

障がいの状態や本人の意向に沿ったきめ細かな支援に応じられるよう、一人ひとりの障がいの状況や能力、本人の意向の把握に努めながら、より継続的で専門的な相談支援が行える体制づくりを推進します。障害者総合支援センターや各相談窓口の充実はもとより、相談支援専門員をバックアップし、地域の相談支援体制の整備や地域資源の開発などを行い、地域での暮らしの安心感を担保し、自立を希望する者に対する支援等を行う体制整備の核となる基幹相談支援センターを松本圏域で設置していきます。

また、誰もが身近で気軽に相談できるよう、相談体制や窓口等について、さまざまな機会や媒体を通じて、障がい者やその家族等に周知していきます。

具体的な取り組み

- ・ 相談窓口の充実
- ・ 松本圏域障害者相談支援センターの充実と基幹相談支援センターの設置
- ・ 相談員の専門性の向上
- ・ 総合的な相談ネットワークの構築

- 子ども発達支援相談室の充実及び児童発達支援センターの設置
- 相談支援体制の周知

主要施策 3-2 在宅生活支援の充実

現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活を支えるサービスを充実し、自立した生活を支援していくことが求められています。

訪問系サービスをはじめとする障害福祉サービス利用者は年々増加しており、平成25年4月には難病患者の方も障害福祉サービスを利用できるようになり今後も需要が高まるものと見込まれます。

また、地域での暮らしを継続していくためには、障がい者の在宅生活を支える家族や介護者に対する支援の充実も必要な取り組みです。加えて、障がい者の高齢化、重度化や「親なき後」を見据えつつ障がい者（児）の地域生活支援をさらに推進する観点や地域移行に向けた支援の拡充の観点からもグループホーム等の居住支援の在り方については早急に検討をする必要があります。

本人の意向を尊重し、障がいの状態や生活状況を十分把握しながら、安心して暮らしていくことのできる生活の場を確保するには、地域住民の障がい者に対する理解促進も必要な取り組みです。

施策の方向性

地域で必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるよう、必要な方が必要な量の支援を受けられるようサービス及び福祉用具等の提供体制の充実を図ります。また、強度行動障害や医療的ケアの必要な障がい者への支援のために専門職の資質向上に努めます。

地域で暮らし続けることや施設から地域へ生活の場を移すことを希望している障がい者の受け皿として、既存の地域資源の活用および地域住民の理解促進を図りつつ、グループホームの設置を促進します。

共生型サービス（介護保険と障害福祉の両方の居宅サービスを利用できるサービス）が施行され次第、サービス実施の事業者への働きかけに努めます。

具体的な取り組み

- ・ 障害福祉サービスの充実
- ・ サービス提供基盤の確保
- ・ 共生型サービス実施の事業者への働きかけ
- ・ 高齢障がい者における介護サービス利用負担軽減の新たな仕組みの創設
- ・ 障がい者のためのサービス利用のための情報提供の充実
- ・ 福祉用具の利用促進と適切な給付・支給
- ・ 地域住民の理解促進

主要施策 3-3 権利擁護の推進

現況と課題

障がい者が主体的で豊かな地域生活を送るためには、一人ひとりの人権が尊重され、権利が守られていることが重要です。

障がい者の権利擁護と財産管理の支援については、成年後見制度や成年後見制度の利用を支援するための費用を助成する成年後見制度利用支援事業が実施されています。

また、市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業により福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する取り組みがなされています。

平成 23 年 4 月に開設した成年後見支援センター「かけはし」では、成年後見制度の利用を促進するとともに、社会福祉士、弁護士や司法書士の専門家が直接相談や事例検討に応じる体制を整えています。

全国的に障がい者虐待の事例が発生しており大きな社会問題となっています。本市では、障がい者虐待防止に関する相談・通報の窓口を設け、障がいのある人や支援者、市民からの相談を受けるとともに、制度の理解、周知に努めています。

施策の方向性

成年後見制度の周知のほか、成年後見制度利用支援事業および成年後見支援センターの活用により、成年後見制度の利用促進を図ります。また、日常生活自立支援事業が円滑に活用できるよう、市社会福祉協議会と連携を図ります。

関係機関等との連携を強化しながら、さまざまな場面での権利侵害や家庭・地域での虐待・金銭詐取などの未然防止を図ります。

具体的な取り組み

- ・成年後見制度、障がい者虐待防止の理解促進
- ・「出前講座」による成年後見制度、障がい者虐待防止の周知
- ・成年後見制度の利用促進および成年後見支援センター「かけはし」の有効活用
- ・障がい者虐待防止のネットワーク構築

主要施策 3-4 情報提供の充実

現況と課題

各種制度やサービス等の情報提供については、市の広報紙やホームページ、「障がい福祉のあらし」をはじめ、さまざまな媒体を通して広報し、窓口における制度の説明や出前講座などにより周知に努めてきましたが、度々の制度改正等に対応し、一人ひとりの状況に応じた制度・サービスの周知を図るためには、さらにきめ細かな情報提供をしていかなければなりません。

今後は、情報の種類によってはコミュニティFM放送などのマスメディアの有効活用による効率的かつ効果的な情報提供、ホームページやメール配信なども検討していく必要があります。

主体的に選択し、積極的にサービス提供を受けたり、各種制度を利用したりするためには、その人に必要な情報がきちんと提供されていることが前提となることから、対象者がきちんと理解できるよう、個々の状況に応じた多様な方法による情報提供に努めていく必要があります。

施策の方向性

必要な人に必要な情報が確実に届くような情報提供の方法を検討しながら、さまざまな媒体や機会を通じて積極的に情報提供していきます。

また、関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、必要に応じて説明会の実施や出前講座での制度の周知、情報提供に努めます。

具体的な取り組み

- 広報紙による情報提供の充実
- 「障がい福祉制度のあらし」の内容更新と情報提供
- マスメディア、ITを活用した情報提供
- 点字図書、音声図書による情報提供
- 説明会、出前講座の充実
- 相談窓口の充実

第4項 保健・医療

主要施策4-1 疾病予防と早期発見、早期治療

現況と課題

乳幼児から高齢者までの全ライフステージを対象に保健事業(健康に関する知識を普及、健康診査・健康相談・保健指導)を行い、健康の保持増進を図っています。健康の保持増進が、生活習慣病の予防、ひいては生活習慣病に伴って発生する障がい状態の予防につながっています。

また、乳幼児健康診査の実施にあたっては、発達障がい等の早期発見に留意するとともに、障がいが疑われる場合には当該児の保護者に対して助言や情報提供を行い、必要に応じて医学的診断や療育が受けられるよう関係機関と連携しながら支援しています。

施策の方向性

保健事業をより充実させ、健康の保持増進を図ることで、生活習慣病に伴って発生する障がい状態を予防します。

発達障がい等の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。

具体的な取り組み

- ・ 専門職員の資質向上
- ・ 保健事業の充実
- ・ 発達障がい等の早期発見と早期療育
- ・ 相談支援体制の充実



主要施策 4-2 児童発達相談支援の充実

現況と課題

本市では、子ども発達支援相談室を平成 24 年度に設置し、関係機関と連携して相談・療育支援体制の充実に取り組んでいます。

また、先々の不安や心配を抱え、これにより様々なストレス等が積み重なることは、虐待につながるおそれもあるため、早期からのきめ細かな支援が重要となります。

そのため、障がいのある子ども一人ひとりの個性や特性を生かしながら将来の自立を見据え、子ども本人に対する支援のほか、保護者に対しても、精神的な支援や療育についての指導を行うなど、一貫した相談支援の充実を図る必要があります。

施策の方向性

関係機関との連携により、障がいのある子どもの支援体制の強化をより図ります。

適切な発育・発達支援につなげられるように、疾病や障がいの早期発見、早期支援の一貫した相談体制の強化等により努めます。

具体的な取り組み

- ・障がい児の支援体制の充実
- ・疾病や障がい児の早期発見・早期療育の推進
- ・療育・教育相談事業の充実
- ・子どもに関わる総合相談支援体制の確立
- ・放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れ
- ・児童発達支援センターの設置



主要施策 4-3 精神保健の推進

現況と課題

精神保健については、家族教室の実施、「地域で共に生きようフェスティバル」の実施、医療機関との連携や保健福祉事務所における精神保健相談を活用しながら相談事業等を実施しています。精神疾患患者は増加傾向にあり、早い段階での発見・治療が重要であることから、今後も医療機関および保健福祉事務所、福祉事業者等と連携しながら、きめ細かな相談支援体制の充実に努めなければなりません。

また、ひきこもり者などの問題の中には精神疾患を抱えている方も少なくないことから早期発見、早期支援が一層必要とされます。

さらに、精神疾患の予防および軽減には家族をはじめ周囲の理解が必要であり、精神障がい者が地域で暮らしていくためにも地域住民の理解が必要なことから、精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。

施策の方向性

関係機関と連携しながら、心の健康づくりおよび相談体制の強化に努め、精神疾患の予防および早期回復を図ります。

また、精神障がい者が安心して生活を送れるような地域社会づくりを目指し、精神障がい者の社会復帰の促進および精神障がいに対する理解の促進を図ります。

具体的な取り組み

- ・アウトリーチなどの手法を含めた相談体制の充実
- ・精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発
- ・精神障がい者家族教室の開催
- ・精神障がい者家族会への支援
- ・家族支援
- ・ひきこもり支援事業の実施

第5項 教育・育成

主要施策 5-1 就学前保育・教育の充実

現況と課題

市内の認定こども園、幼稚園では、保育・教育を行う上で、障がいや発達の違いのある子もいない子もともに地域で育てる環境づくりに努めています。また、個々の児童とのより緊密なかかわり、保護者等への適切な指導・支援や啓発が求められており、保育士等の障がいに対する理解の向上とともに、関係機関との連携を強化することにより、早期に適切な療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実など、保育・就学前教育の体制強化が求められます。

施策の方向性

早期療育・指導・支援などの相談体制の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。

障がいを早期に発見し、保護者が適切に療育を受けられるような体制の整備を図ります。

保健・福祉・医療・認定こども園・幼稚園との緊密な連携のもと保育・就学前の教育の支援体制の整備を図ります。

具体的な取り組み

- ・障がいのある子どもの保育の充実
- ・早期療育相談支援体制の充実
- ・障がいのある子どもの保育・教育環境の整備
- ・保護者との連携
- ・児童発達支援事業

主要施策 5-2 特別支援教育の推進

現況と課題

特別支援教育では、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、広汎性発達障害のある子どもなど、特別のニーズのある子を含めた教育や療育を行っています。

近年は特別支援学級のニーズが増加傾向にあり、障がいのある児童・生徒の教育環境の場のさらなる充実を図っていく必要があります。

また、望ましい教育環境として保育士や教師の障がいへの理解と状態に応じた指導が求められており、学習障害等も含め、障がい児教育に関する教職員の資質・指導力の向上を図る必要があります。

施策の方向性

児童・生徒一人ひとりの能力や特性、本人や家族の意向等を尊重した教育支援が切れ目なく行えるように、養護学校および関係機関と連携強化等による特別支援教育体制の構築を図ります。

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ機会が拡充するように、インクルーシブ教育システム^{※1}の構築に向けて取り組みます。

※1 インクルーシブ教育システム

人の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人ない人がともに学ぶ仕組みのことで、そこでは、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、合理的配慮が提供されること等が必要とされます。

具体的な取り組み

- ・特別支援教育の推進
- ・教職員研修の充実
- ・適切な就学指導、進路指導の充実
- ・ともに学べる教育環境の整備
- ・学校の施設、設備の充実
- ・学校卒業後の就職、就労指導の充実

第6項 雇用・就労

主要施策6-1 一般就労の促進

現況と課題

障がい者が主体的で豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的、経済的に自立していくことが大きな役割を果たします。

現在、個々のニーズや課題に応じて、職業準備訓練や職場実習あっせん、求職活動への同行、生活面の支援に応じる障害者就労・生活支援センターやジョブコーチ、トライアル雇用等の制度を活用して、就労環境への適応や雇用促進を図っています。

企業での雇用を促進するためには、職場での理解や労働条件の整備、障がい者雇用の拡大への取り組みが必要ですが、障がい者本人をはじめ就労を支援する職員等が「企業で働くことへの具体的なイメージ」を理解することも重要です。

障がい者の雇用については、就労後の職場への定着や仕事の継続などの課題が指摘されており、就労後の職場定着を支援していくことも必要です。

また、近年農業分野における就労への取り組みの動きも広がりつつあります。

施策の方向性

今後も、就労移行支援事業の充実を図るとともに、圏域で組織する「自立支援協議会」の就労に関する専門部会等の活用、関係機関との連携を図りながら、障がい者の一般就労に向けた取り組みを推進します。

就労後の職場定着支援に向けた取り組みも推進していきます。

県セルプセンター協議会や市農林部と連携して農福連携の取り組みを推進します。

具体的な取り組み

- ・ 就労移行支援事業の充実
- ・ 自立支援協議会における専門部会との連携強化
- ・ ジョブコーチ、トライアル雇用等各種制度の利用促進
- ・ 就労後の職場定着支援の充実
- ・ 企業に対する障がい者雇用への理解促進
- ・ 障がい者の農業就労チャレンジ事業の活用

主要施策 6-2 福祉的就労の場の確保

現況と課題

福祉的就労の場としては、通所・入所による施設サービスや就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等がその役割を果たしています。近年市内をはじめ近隣市町村で就労継続支援B型事業所が増加しており、福祉的就労をしている人も増えていますが、利用者の工賃収入が十分でない状況にあります。

今後は、安定的な施設運営に向けた支援に努め、福祉的就労をしている人の工賃収入を高めていく方策を検討していくことが重要です。また、「障害者優先調達推進法」に基づき市庁舎内物品等の優先調達の拡大を図っていく必要もあります。

施策の方向性

就労支援にかかるサービス提供事業者の支援および作業の確保・拡大に努めるとともに、障がい者団体やNPO法人等と連携しながら地域活動支援センターの充実に向けた取り組みを推進し、一般企業に勤めることが困難な人の就労の場の確保に努めます。

工賃収入の向上に向け、市庁舎内物品等の障がい者福祉施設等への積極的な発注、市庁舎での障がい者施設製品展示販売会の開催支援、「あったカフェ」のPRや運営支援に努めます。

具体的な取り組み

- 就労継続支援事業の充実
- 地域活動支援センターの充実
- 障がい者福祉施設等への市庁舎内消耗品、役務等の積極的な発注
- 障がい者施設製品展示販売会の開催支援
- 「あったカフェ」のPRや運営支援

第7項 社会参加

主要施策7-1 スポーツ・芸術文化活動の促進

現況と課題

障がい者が地域のさまざまな余暇活動等に参加することは、その人の健康の維持や生きがいをもたらし、生活を豊かにしていくうえで大きな役割を果たします。

現在、社会参加促進事業として、障がい者スポーツ大会への参加支援や各種文化祭等への出品援助、広報活動として、スポーツ・芸術文化活動の情報提供等を行っていますが、障がい者が気軽にイベントや活動に参加できる環境づくりが進んでいる状況ではありません。

今後は、さまざまな行事や活動を行う団体等に対する支援を行うとともに、各種イベント等において個人でも気軽に参加できる環境づくりに努め、障がい者の生きがいづくりと社会参加の促進に努めていく必要があります。

施策の方向性

今後も障がい者スポーツ大会や芸術文化祭への参加促進を図るとともに、障がい者が個人でも気軽に参加できるよう、生涯学習課等と連携し、障がい者のニーズに応じたイベントや各種教室・講座等の開催とその情報提供に努めます。

また、障がい者団体による自主活動等の促進を図るとともに、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの支援などに努めます。

具体的な取り組み

- ・障がい者スポーツ大会、文化祭等への参加支援
- ・生涯学習課等と連携した障がい者ニーズに応じた生涯学習、スポーツ講座等の開催
- ・図書館における障がい者に配慮した図書の収集と利用促進
- ・各種イベント等への参加支援
- ・障がい者団体の活動支援



主要施策 7-2 意思疎通支援の充実

現況と課題

障がい者の日常生活の充実や積極的な社会参加を進めるためには、コミュニケーション手段が整っていることが重要です。

コミュニケーション手段の確保として、聴覚に障がいのある人については、手話通訳者や要約筆記者を派遣し意思疎通を円滑に支援する手話通訳者等派遣事業の利用があげられます。

また、窓口での手続きが円滑にできるよう手話や筆談による対応や、音声翻訳、音声読み上げなどが可能な機器を活用して、利便性の向上に努めています。

施策の方向性

障がい特性に応じたコミュニケーション手段や情報提供の方法について、必要な情報が的確に伝わるよう具体的な施策の展開を検討します。

具体的な取り組み

- 手話通訳者等派遣事業などの制度の周知
- 手話奉仕員養成事業等による人材の育成
- 職員のコミュニケーション向上のための研修、講座の開催
- UDトーク等コミュニケーションツールの積極的活用



主要施策 7-3 障がい者団体の育成・支援

現況と課題

障がい者が主体的に活動していくためには、個人活動だけでなく、目的をともにした団体に所属し、その活動を通じて社会参加していくことのできる環境づくりも必要です。

障がい者やその家族の団体が、様々な交流活動や研修会等の実施、各種イベントへの参加など自主的な活動を行っています。

また、市では市身体障害者福祉協会、市手をつなぐ育成会、安曇野聴覚障害者協会、県視覚障害者福祉協会安曇支部、精神障害者家族会等の各団体と連携を図りながら、施策や計画策定について話し合う場を設けるとともに、養護学校保護者会との定期的な懇談会を実施し、要望や課題を話し合うなど、連携・協力しており、今後も情報共有を図りながら協働による障がい者施策の推進を図っていく必要があります。

施策の方向性

団体の自主的な活動を支援し、スポーツ大会や各種研修会、レクリエーションなどの様々な交流活動や社会参加活動への参加を促進します。

また、障がい者施策を推進していくうえで情報共有を図り、意見交換の場を設けるなど、当事者の意向や意見を取り入れた事業実施や協働による施策の推進に努めます。

具体的な取り組み

- ・障がい者団体の活動支援
- ・障がい者団体補助の充実
- ・障がい者団体等との懇談会の実施

第3章 計画の推進にあたって

(1) 計画の推進体制の確立

障がい者計画の推進にあたって、障がい者の代表や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される「安曇野市障害福祉運営委員会」（安曇野市障害福祉運営委員会設置要綱に規定）を今後も継続して設置し、計画の全体的な実施状況の分析・評価を行い、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直しを行っていきます。

(2) 専門従事者の育成・確保

障がいのある人の健康維持、機能回復、生活支援等に従事する専門的な人材を確保し、資質の向上に努めていきます。

また、分野・組織を超えた研修会や交流会の開催などを通じて、障がい者にかかわる専門従事者間の連携の強化を図ります。

(3) 職員の資質向上

各種研修の充実および参加促進などを通じ、職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上を図り、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制の強化に努めます。

(4) 財源の確保

計画の推進に必要な財源を確保するため、市においては、効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、適正な利用者負担の設定等に取り組みます。あわせて、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。

第5期安曇野市障害福祉計画
第1期安曇野市障害児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

第 3 部

障 害 者 福 祉 計 画

障 害 児 福 祉 計 画

第1章 基本的な視点

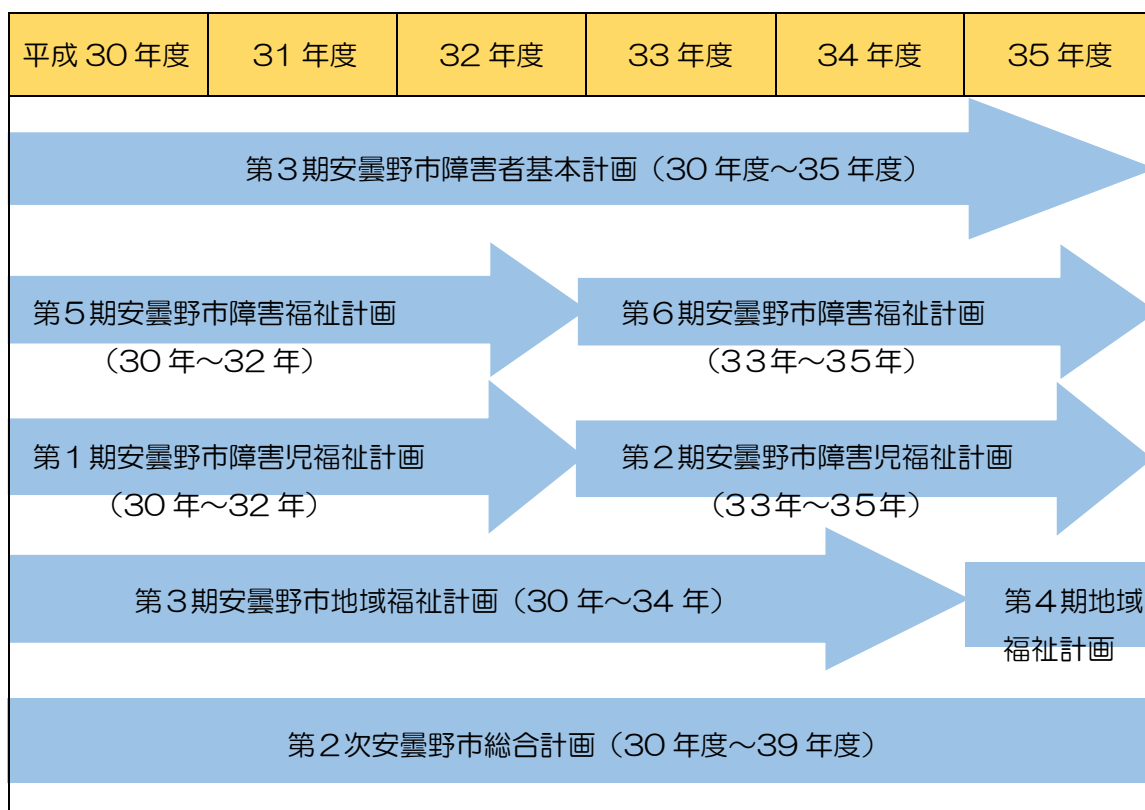
第1項 計画の位置付け

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき、3年を一期としての策定が義務付けられています。国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標（成果目標）、サービスの種類ごとの必要となる提供量等の見込み（活動指標）などを含む市の具体的な施策に関する計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉計画と一体のものとして策定します。国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る数値目標（成果目標）、各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み（活動指標）などを計画に盛り込みます。

第2項 計画の期間

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



第3項 趣旨

平成18年4月に施行された障害者自立支援法第88条第1項において「障害福祉計画」策定が義務付けられ、平成19年度を起点に6年を1期として障害者基本計画、3年を1期として障害福祉計画を策定し、平成27年度から第4期障害福祉計画に基づく施策を実施してきました。

平成30年4月から施行される改正障害者総合支援法では、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等の改正が行われ、共生社会の実現に向けた取り組みが推進されていくこととなります。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、このような障害者施策の動向や第4期障害福祉計画の進捗状況及び障害福祉サービスの実績を踏まえ、地域において必要な「障害福祉・障害児福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」の各サービスが提供されるよう、平成32年度を目標としたサービス見込量や提供体制の確保、その方策を定めるものです。

第4項 基本的な視点

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者基本計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、国の基本指針を踏まえ、次に掲げる5つの基本的な視点から計画の推進を図ります。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、必要とするサービスその他の支援を提供し、自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

市が中心的な実施主体となり、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の障がい種別によらない一元的なサービスを提供します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に対応したサービスを提供するとともに、地域全体で生活を支える体制づくりを進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

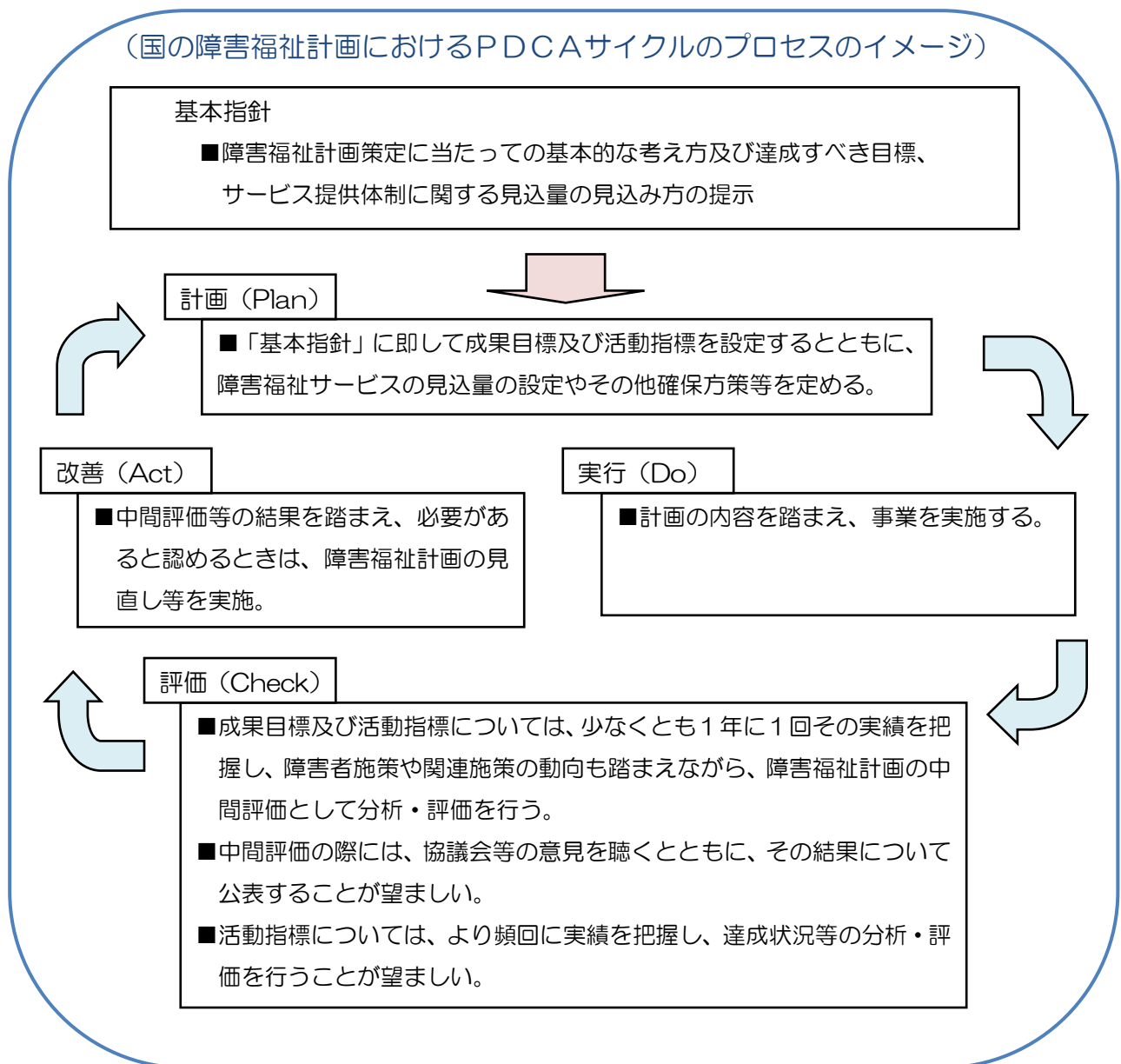
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを進めるとともに、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加を推進します。

第5項 計画の達成状況の点検及び評価

国の基本指針により、成果目標・活動指標について、毎年度、実績の把握と中間評価としての分析・評価を実施します。

中間評価については、安曇野市障害福祉運営委員会において評価します。



第2章 障害福祉・障害児福祉サービス等の成果目標

成果目標とは、障害福祉・障害児福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するものです。

第1項 「施設入所者の地域生活への移行」成果目標1

入所施設等からグループホームや一般住居等へ移行する「施設入所者の地域生活への移行」については、国は（１）「地域生活への移行者数」を平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行する、（２）「施設入所者の削減数」を平成28年度末時点から2%以上とするとの目標を掲げています。

市では現状を踏まえ、平成28年度末の施設入所者91人から平成32年度までの間において「地域生活への移行者数」を10人(11%)、「施設入所者の削減数」を2人(2.2%)と設定します。

※基本となる数値

平成28年度末の施設入所者数
91 人

(1)地域生活への移行者数

平成28年度(実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
3 人	3 人	3 人	4 人

(2)施設入所者の削減数

平成28年度(実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
0 人	1 人	1 人	0 人

第 2 項 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

成果目標 2

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、行政などが重層的な連携による支援体制を構築する必要があります。

本市には、市内の精神障がい者社会復帰施設等関係者連絡会があり、保健・医療・福祉関係者が参集し、情報の共有、ケース検討、地域の共通課題の認識と解決策の検討を年 1 回程度開催しています。

この連絡会を定期的で開催し、多職種で本市に活用できる効果的・効率的支援体制を構築していきます。

また、松本障害保健福祉圏域では、地域移行部会等を活用し、精神科医療機関、その他医療機関、地域援助事業者、市村等との連携による支援体制の構築の推進に努めます。

第 3 項 「地域生活支援拠点等の整備」 成果目標 3

国の基本指針では、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域体制づくりを行う機能が求められています。障がい者等の重度化、高齢化や「親なき後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があるとされています。

この地域生活支援拠点等整備にあたっては、各関係機関等との連携・調整が必要なことから、圏域単位で推進することとしています。そこで本市を含む松本圏域では、地域生活支援拠点整備プロジェクトを立ち上げ面的整備を推進するための地域づくりを推進していきます。

第4項 「福祉就労から一般就労への移行等」成果目標4

国は平成32年度末における目標を（1）「福祉就労から一般就労への移行等」については、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍になること、（2）「就労移行支援事業利用者数」を平成28年度末利用者の2割以上増加を目標として設定しています。

本市では、平成32年度の「福祉就労から一般就労への移行等」の目標を17人（平成28年度の1.54倍）、「就労移行支援事業利用者数」の目標は、第4期計画の目標が達成されていないことから、21人（平成28年度の6割増）と設定します。

（1）福祉就労から一般就労への移行者数

平成28年度 （実績）	平成30年度 （見込み）	平成31年度 （見込み）	平成32年度 （見込み）
11人	15人	16人	17人

（※）福祉就労：就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練）
・自立訓練（生活訓練）の各障害福祉サービス

（※）一般就労：企業等に就職（パート就労等を含む）、在宅就労、自ら起業
[就労継続支援A型及び福祉工場の利用は含めない]

（2）就労移行支援事業利用者数（各年度末）

平成28年度（実績）	平成30年度（見込み）	平成31年度（見込み）	平成32年度（見込み）
13人	17人	19人	21人

第5項 「障害児支援の提供体制の整備」 成果目標5

障がい児の健やかな育成のための支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育ちを支援することが必要です。

平成28年6月3日、重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援の拡充と、放課後等デイサービス等の障害児通所支援サービスの質の確保を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正されました。また、時期を同じくして、発達障がい者の性別、年齢、障がいの状況及び生活実態に応じて切れ目なく支援を行うため、発達障害者支援法の一部が改正されました。

これらの法改正の中で、市町村は厚生労働大臣の定める障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するため基本的指針に即した「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。

この項では、「障害児福祉計画」の基本指針に即し、以下の項目について記載します。

(1) 児童発達支援センターの設置

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援ができ、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図る必要があります。

本市においては、平成24年度に開設した安曇野市子ども発達支援相談室～あづみっこサポートルーム～がその中核的役割を担っていますが、障害児通所支援事業を含めた事業体制でないことから、今後の在り方について検討が必要とされています。

それらの検討をもとに、今後は、地域における中核的な支援施設として児童発達支援センターを位置づけていきます。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等を利用中の障がいのあるお子さんに対して、専門スタッフが保育園等に訪問し、集団生活に適應するための支援や、訪問先の保育所等のスタッフに対して支援方法の指導等を行う保育所等訪問支援の利用者はまだまだ少ない状況にあります。

重層的な相談支援を展開していく上では、児童発達支援センターなどが行う保育所等訪問支援の充実を図っていきます。

(3) 主に重症心身障がい児を支援するサービス事業所の確保

医療的ニーズの高い重症心身障がい児は、一般の障害児通所支援や放課後等デイサービスでは支援を受けることは難しい状況にあります。このため、重症心身障がい児を主に支援する事業所が必要となりますが、こうした事業所は少なく、身近な地域で支援を受けられる状況には至っていません。

本市では、重症心身障がい児を主に受け入れる事業所が児童発達支援事業所では 2 か所（基準該当児童発達支援事業所を含む）、放課後等デイサービスが 1 か所確保されています。

重症心身障がい児（医療的ケア児を含む）の相談支援を充実し、受け入れ態勢を強化する中で、家庭等の負担を軽減します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための協議の場として、松本障害保健福祉圏域自立支援協議会子ども部会に重症心身障がい児・者支援チームが平成 28 年度設置され、重症心身障がい児・者の課題の抽出と整理及び優先的に解決すべき課題の明確化について検討しています。

今後は、重症心身障がい児・者支援チームを核として課題の解決、社会資源の実態把握に努めていきます。

第3章 障害福祉・障害児福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み

活動指標とは、都道府県・市町村において、国の基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉・障害児福祉計画サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するものです。

第1項 自立支援給付及び障害児通所支援サービス

(1) 訪問系サービス

在宅で安心して日常生活が送れるよう、介護などの訪問系サービスを提供します。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
居宅介護	自宅での入浴・排泄・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービスです。	区分1以上
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の支援などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方 区分4以上
同行援護	ヘルパー等が外出時に同行して移動の支援を行うサービスです。	重度の視覚障がいにより移動が困難な方
行動援護	障がいのある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービスです。	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方 区分3以上
重度障害者等包括支援	常に介護を要する程度が高い人に居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。	区分6でいずれかに該当する方 ①四肢すべてに麻痺等があり寝たきり状態の障がい者で ・ALS患者など、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者

【サービス見込量】

訪問系サービスについては、毎年度利用実績はゆるやかに伸びています。重度訪問介護利用者を平成 30 年度から 1 人、重度障害者等包括支援利用者を平成 32 年度から 1 人と見込みます。

今後は、従来の利用者に加え、養護学校卒業者、退院精神障がい者、施設から在宅への移行者、中途障がい者などの新規利用者を想定し、平成 32 年度には、2,250 時間／月（149 人）の利用を見込みます。

訪問系サービス

月あたり数

種類	見込むもの	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		(実績)	(見込み)	(見込み)	(見込み)
居宅介護	利用時間(時間)	1,016	1,100	1,140	1,180
	利用者数(人)	102	110	114	118
重度訪問介護	利用時間(時間)	0	120	120	240
	利用者数(人)	0	1	1	2
同行援護	利用時間(時間)	75	110	110	120
	利用者数(人)	10	11	11	12
行動援護	利用時間(時間)	65	120	140	160
	利用者数(人)	9	12	14	16
重度障害者等包括支援	利用時間(時間)	0	0	0	550
	利用者数(人)	0	0	0	1
訪問系サービス合計	利用時間(時間)	1,156	1,450	1,510	2,250
	利用者数(人)	121	134	140	149

(2) 日中活動系サービス

希望する障がい者を対象に、施設などでの日中活動サービスを提供します。また、身体機能等の維持、向上等に向けた支援、一般就労への移行と職場定着のための就労訓練等サービスを提供します。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
①生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、障害者支援施設等で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	常に介護を必要とする障がい者で ①49 歳以下で、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50 歳以上で、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
②自立訓練	<p><機能訓練></p> <p>地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。</p>	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>②盲・ろう・養護学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p>
	<p><生活訓練></p> <p>地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。</p>	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p>②特別支援学校卒業後や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p>

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
③療養介護	病院等への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とし ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方
④短期入所	<福祉型><医療型> 障害者支援施設やその他の施設で、短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある方
⑤就労移行支援	事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方
⑥就労継続支援	<A型> 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある方で、現在雇用関係がない方
	<B型> 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった方 ③50歳に達している方 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方
⑦就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

①生活介護

【サービス見込量】

今後、養護学校卒業者や中途障がい者等の新規利用が想定されることから、平成32年度には、3,589人日/月（194人）の利用を見込んでいます。

種類	見込むもの	月あたり数			
		平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
生活介護	利用日数(人日分)	3,406	3,478	3,534	3,589
	利用者数(人)	184	188	191	194

②自立訓練

【サービス見込量】

機能訓練については、現在の施設利用者の継続利用を見込むとともに、中途障がい者の方の新規利用を想定し、平成30年度から15人日/月（2人）の利用を見込みます。

生活訓練については、現在の施設利用者の継続利用を見込むとともに、退院精神障がい者の方の新規利用を想定し、平成32年度には、297人日/月（27人）の利用を見込みます。

種類	見込むもの	月あたり数			
		平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
自立訓練(機能訓練)	利用日数(人日分)	5	15	15	15
	利用者数(人)	1	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	利用日数(人日分)	273	275	286	297
	利用者数(人)	25	25	26	27

③療養介護

【サービス見込量】

これまでの利用実績のとおり、医療的ケアの必要な重度障がい者の継続した利用が想定されるため、平成 32 年度には月あたり 14 人の利用を見込んでいます。

		月あたり数			
種類	見込むもの	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
療養介護	利用者数(人)	14	14	14	14

④短期入所

【サービス見込量】

安定した在宅生活を送るために、定期的な利用や緊急時の利用等のニーズがあります。これまでの利用実績等を踏まえ、平成 32 年度には、福祉型を 210 人日／月（41 人）、医療型は 42 人日／月（6 人）の利用を見込んでいます。

		月あたり数			
種類	見込むもの	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
短期入所(福祉型)	利用日数(人日分)	171	198	204	210
	利用者数(人)	27	33	37	41
短期入所(医療型)	利用日数(人日分)	19	28	35	42
	利用者数(人)	3	4	5	6

⑤就労移行支援

【サービス見込量】

現在の施設利用者や一般就労を希望する養護学校卒業者等の新規利用を見込み、平成32年度には、359人日/月（22人）と想定しています。

		月あたり数			
種類	見込むもの	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
就労移行支援	利用日数(人日分)	244	326	343	359
	利用者数(人)	15	20	21	22

⑥就労継続支援

【サービス見込量】

就労継続支援については、日中活動や就労、生産活動の場としてニーズが高まっています。

A型については、現在市内では1事業所にて実施されていることから、平成32年度は324人日/月（18人）の利用が見込まれます。

B型については、養護学校卒業者や退院精神障がい者等の新規利用の増加が見込まれるため、平成32年度は3,808人日/月（238人）を設定しています。

		月あたり数			
種類	見込むもの	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
就労継続支援(A型)	利用日数(人日分)	339	288	306	324
	利用者数(人)	18	16	17	18
就労継続支援(B型)	利用日数(人日分)	3,382	3,584	3,696	3,808
	利用者数(人)	204	224	231	238

⑦就労定着支援

【サービス見込量】

平成 30 年 4 月から始まる新規事業です。福祉就労から一般就労へ移行する見込み人数の 3 割程度を利用者数と見込み、平成 32 年度は 5 人と設定しています。

種類	見込むもの	月あたり数			
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
就労定着支援	利用者数(人)		3	4	5

(3) 施設系サービス

自立を目指す障がい者が安心して暮らせる居住の場を確保するとともに、住居における相談や日常生活上の援助、介護などを提供します。平成 30 年 4 月より自立生活援助が新規事業として開始されます。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
①自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方
②共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上必要な援助を行います。	日中の就労又は就労継続支援等のサービスを利用している方で、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスが必要な方
③施設入所支援	夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。)	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方

①自立生活援助

【サービス見込量】

平成 30 年 4 月から始まる新規事業です。

		月あたり数			
種類	見込むもの	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
自立生活援助	利用者数(人)	/	1	1	1

②共同生活援助

【サービス見込量】

現在の利用者に加え、施設からの移行者や退院精神障がい者等の地域での生活の場として、今後も利用増加が想定されます。平成 32 年度には 92 人の利用を見込んでいます。

		月あたり数			
種類	見込むもの	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
共同生活援助	利用者数(人)	82	88	91	92

③施設入所支援

【サービス見込量】

第 4 期では、平成 25 年の福祉施設入所者数 104 人から平成 28 年度には 13.5%減の 90 人となりました。

今後も、地域への移行を推進するとともに新規の施設入所者を勘案し、平成 32 年度には、国の目標の 2%以上削減を踏まえ 89 人の利用を設定します。

		月あたり数			
種類	見込むもの	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
施設入所支援	利用者数(人)	90	90	89	89

(4) 相談支援

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

市では、障がい者の状態や希望を勘案し、連続性と一貫性を持った障害福祉サービスが提供されるよう総合的な調整を行います。

また、定期的に相談支援専門員連絡会を開催し、事例検討、情報交換等により相談支援専門員の資質向上、市と総合相談支援センターにおける相談支援専門員への専門的な助言の取組みを行います。

現時点では、障害福祉サービスを利用するほぼ全ての障がい者に相談支援専門員が配置され、支給決定前にプランが作成されていますが、今後サービス利用を希望する障がい者に早期に計画相談支援が導入できるよう、指定特定相談支援事業者等の整備を進めます。

併せて、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用が促進されるよう関係機関と連携していきます。

なお、これらの取組みを効果的に進めるため、松本圏域において基幹相談支援センターを設置する検討を行っていきます。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
計画相談支援	障がいのある人の心身状況、環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス利用計画の作成等を行います。 また、一定期間ごとの検証と計画の見直し、変更を行います。	障害福祉サービスまたは地域相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がいのある方
地域移行支援	地域移行するにあたり住宅の確保をはじめ、地域で生活するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。	障害者支援施設、療養介護を行う病院に入所している障がいの方 精神科病院に入院している精神障がいの方 救護施設又は更生施設に入所している障がいの方 刑事施設、少年院に収容されてい

		る障がいの方 更生保護施設に入所している又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がいの方
地域定着支援	地域生活が不安定な障がい者に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。	緊急時の支援が見込めない状況にある障がいのある以下の方 ①ひとり暮らし ②家族の状況等により、同居している家族による支援を受けられない方

【サービス見込量】

平成 27 年度から障害福祉サービスを利用するすべての障がい者に対して、サービス等利用計画の作成が必須となりました。平成 28 年度末におけるサービス等利用計画導入率はほぼ 100%であり、平成 32 年度では、月あたり 142 人の計画を見込んでいます。

また、地域におけるひとり暮らし等の障がい者数を勘案し、平成 32 年度には、月あたりの利用について地域移行支援を 3 人、地域定着支援を 5 人と設定します。

月あたり数

種類	見込むもの	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
計画相談支援	利用者数(人)	130	136	139	142
地域移行支援	利用者数(人)	1	3	3	3
地域定着支援	利用者数(人)	0	2	5	5

(5) 障がい児支援サービス

平成 24 年度に法改正され、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が創設されました。また、平成 30 年度からは、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援等のために外出することが著しく困難である障がい児に居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が創設されます。

本市では、障害児通所支援事業所は徐々に増えてきていますが、医療的ケア児を含むすべての障がい児が必要な療育が受けられるよう、乳幼児健康診査や保育所巡回相談等、他機関、他部署と連携し、子ども発達支援相談室を中心に切れ目のない一貫した支援に努めます。

サービス名	サービス内容	主な対象児
児童発達支援	発達に心配のある就学前のお子さんに対して、生活習慣・運動・ことば・対人関係などの発達を促す働きかけを行います。また、ご家族がお子さんの特性を知り、よき理解者となれるよう支援を行います。	療育を行う必要があると認められる就学前の障がい児 ※1
放課後等デイサービス	発達に心配のある学齢時に対して、放課後や長期休業中の活動を提供し、生活習慣や社会性などの発達を促す働きかけを行います。	学校等に就学しており、授業終了後等支援が必要な障がい児 ※1
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのあるお子さんに対して、専門スタッフが保育園等に訪問し、集団生活に適應するための支援や、訪問先の保育所等のスタッフに対して支援方法の指導等を行います。	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児 ※1
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児 ※1

※1 障がい児：身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児含む）。手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。

【サービス見込量】

これまでの利用状況と総合的な支援体制の構築による新たな利用を見込みます。

種類	見込むもの	月あたり数			
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
児童発達支援	利用日数(人日分)	187	243	270	297
	利用児童数(人)	19	27	30	33
放課後等デイサービス	利用日数(人日分)	485	1,000	1,030	1,060
	利用児童数(人)	66	100	103	106
保育所等訪問支援	利用日数(人日分)	1	3	4	5
	利用児童数(人)	1	3	4	5
医療型児童発達支援	利用日数(人日分)	0	0	0	0
	利用児童数(人)	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用日数(人日分)		0	0	5
	利用児童数(人)		0	0	1
福祉型障害児入所支援	利用児童数(人)	0	1	1	1
医療型障害児入所支援	利用児童数(人)	7	5	5	5
障害児相談支援	利用児童数(人)	24	43	45	47
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター※2	配置人数		0	0	1

※2 コーディネーター：このコーディネーターは医療的ケア児が必要とする多分野の支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、地域づくりをする者

(6) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが必要です。子ども・子育て支援事業計画と整合性を図り、子ども発達支援相談室を中心に、それぞれの子育て支援担当部局と連携をさらに強化していきます。

種類	見込むもの	月あたり数			
		平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
保育所	利用障がい児童数(人)	73	2	2	2
認定こども園	利用障がい児童数(人)	-	110	110	110
放課後等児童健全育成事業(児童クラブ等)	利用障がい児童数(人)	40	42	42	42

第 2 項 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者がその人にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施するものです。

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法では、新たに理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、手話奉仕員養成研修事業が市町村必須事業として追加され 10 事業となりました。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障がい者等の理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発などを行い、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

【サービス見込量】

本市では、12 月 3 日から 9 日までの「障害者週間」にちなみ、障がいのある人の福祉について関心を深めていただき、障がいのある人が社会、経済、文化など、さまざまな分野で積極的に活動できることを目的として研修会、講演会等を実施します。

種類	見込むもの	年あたり			
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施見込み	実施 聴導犬・介 助犬の講演	実施 障がい者等 講演会	実施 市民向け教 室・講座等	実施 あいサポー ター研修

(2) 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

【サービス見込量】

障がい福祉団体等による社会復帰活動支援、ピアサポート活動、就労体験をサポートするボランティア活動、防災活動等の実施を支援します。

種類	見込むもの	年あたり			
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
自発的活動支援事業	実施見込み	実施	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、地域生活に必要な相談支援を行います。

【サービス見込量】

本市では、障がい福祉全般の相談に応じて必要な情報提供や障害福祉サービスの利用支援等を行う相談支援について、市福祉課と子ども発達支援相談室の2カ所で実施します。

種類	見込むもの	年あたり数			
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
障害者相談支援事業	実施見込み か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な知的障がい者、精神障がい者で、経費等の支援が必要な状態にある場合には、成年後見制度利用支援事業を活用して障がい者が希望する自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

【サービス見込量】

成年後見支援センターの機能を活かし、制度の啓発・PR活動を推進し、成年後見制度の利用拡大に努め、平成32年度では1人の利用を見込みます。

年あたり数

種類	見込むもの	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	実利用 見込み者数	0人	1人	1人	1人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的としています。

【サービス見込量】

松本市社会福祉協議会に設置・運営している「成年後見支援センターかけはし」は広域事業として、本市の他、松本市、麻績村、生坂村、山形村、筑北村、朝日村がともに参加し、事業を実施しています。

年あたり数

種類	見込むもの	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法において、従来のコミュニケーション支援事業から「意思疎通支援事業」へと名称が改められました。本市では、聴覚障がい者等の社会参加と意思疎通が円滑にできるよう、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」を実施します。

【サービス見込量】

聴覚・音声機能・言語機能に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人を対象としています。聴覚障がい者等数を勘案し、平成 32 年度には 250 件（21 人）の利用を見込んでいます。

年あたり数

種類	見込むもの	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用 見込み件数	197 件	230 件	240 件	250 件
	実利用者 見込み者数	21 人	20 人	21 人	21 人

(7) 日常生活用具給付等

重度の障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【サービス見込量】

これまでの利用実績は、若干の増減があるもののほぼ横ばいで推移しています。
利用実績と新規利用者等を勘案し、それぞれの利用を見込んでいます。

年あたり数

種類	見込むもの	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	給付等見込み 件数	3 件	4 件	4 件	4 件
自立生活支援用具	給付等見込み 件数	8 件	9 件	9 件	9 件
在宅療養等支援用具	給付等見込み 件数	21 件	15 件	15 件	15 件
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み 件数	10 件	10 件	10 件	10 件
排泄管理支援用具	給付等見込み 件数	2,140 件	2,150 件	2,150 件	2,150 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み 件数	3 件	4 件	4 件	5 件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、意思疎通支援の円滑な実施を図るため、事業を担う人材の養成を推進する目的において新たに必須事業として位置付けられました。

本市では、平成 21 年度から事業を実施しており、引き続き手話で日常会話を行うことができる程度の手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成します。

【サービス見込量】

これまでの養成実績を勘案し、平成 32 年度には 20 人の修了者を見込みます。

種類	見込むもの	年あたり数			
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み 者数	9 人	20 人	20 人	20 人

(9) 移動支援事業

屋外における移動が困難な障がいのある人を対象に、ヘルパーによる付き添い介助を行い、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

【サービス見込量】

これまでの利用状況と新たな利用者を勘案し、平成 32 年度には、4,000 時間(75 人)の利用を想定しています。居宅介護事業者等に委託することにより 22 か所で実施します。

種類	見込むもの	年あたり数			
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
移動支援事業	実施か所数	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所
	実利用見込み 者数	75 人	75 人	75 人	75 人
	延べ利用 見込み時間数	3,919 時間	4,000 時間	4,000 時間	4,000 時間

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供する基礎的事業を実施します。

また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターをⅠ型からⅢ型に類型し、さらなる機能強化を図ります。(機能強化事業)

地域活動支援センター事業（機能強化事業）の類型と実施事業

類型	主な事業内容
Ⅰ型	専門職員を配置し、地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、障がい理解に向けた啓発事業等を実施します。また、相談支援事業をあわせて実施します。
Ⅱ型	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練や入浴等のサービスを実施します。
Ⅲ型	安心して過ごせる身近な場所を提供し、余暇活動や生産活動、地域との交流を実施します。

【サービス見込量】

現在実施しているⅢ型事業所4か所について、平成32年度まで継続して実施します。

種類	見込むもの	年あたり数			
		平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
市設置	実施か所(か所)	4	4	4	4
	利用者数(人)	60	70	70	70

(11) その他の事業 【任意事業】

①訪問入浴サービス事業

家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、訪問入浴車により障がい者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。

【サービス見込量】

当事業でなければ入浴できない身体障害者手帳所持者（介護保険制度による訪問入浴介護を受けることができる人を除く）を対象とし、平成32年度では9人の利用を見込みます。

		年あたり数			
種類	見込むもの	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
訪問入浴サービス	実利用 見込み者数	8人	8人	9人	9人

②日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

【サービス見込量】

これまでの利用実績を勘案し、平成32年度は月あたり5,700時間、年間実利用者数140人を見込みます。

		年あたり数			
種類	見込むもの	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
日中一時支援事業	実施か所数	29か所	29か所	29か所	29か所
	実利用見込み 者数	133人	140人	140人	140人
	延べ利用見込 み時間数(月)	5,693時間	5,700時間	5,700時間	5,700時間

③社会参加支援事業

スポーツ・文化活動等の開催および奉仕員の養成等を通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。

【サービス見込量】

障がい者団体等の活動状況等を勘案し、実施団体数を下記のとおり見込みます。

種類	見込むもの	年あたり数			
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
レクリエーション活動等支援	実施見込み 団体数	2 団体	2 団体	2 団体	2 団体
芸術文化活動振興	実施見込み 団体数	2 団体	2 団体	2 団体	2 団体

第4章 提供体制の確保のための方策

第1項 自立支援給付及び障害児通所支援サービス

サービス利用を希望する方が、必要とするサービスを自ら主体的に選択することができ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、関係機関との連携を図り、様々な福祉サービスを提供します。

また、多くの民間事業者の参入および事業拡大を促進し、質量ともに充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

(1) 訪問系サービス

それぞれの利用者、ニーズに対応できるよう、障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努めます。

また、利用者数の増加が見込まれることから、県などと連携しながら、民間事業者の参入および事業拡大を促進し、利用者の需要に応じた供給体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

利用者が主体的に日中活動の場を選択できる環境づくりを促進するため、広域的な連携のもと、サービス提供事業者の確保に努めます。

また、就労系福祉サービス利用に係るアセスメント実施体制の整備に努めます。

(3) 居宅支援・施設系サービス

必要な方が利用できるよう生活の場の確保に努めます。

また、施設入所から地域への移行を希望する方のニーズの把握に努めながら、生活の場としての共同生活援助（グループホーム）等の充実に努めます。

(4) 相談支援

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置について、圏域において検討していきます。

また、サービスの適切な利用支援や各種ニーズに対応できる相談支援体制の構築を進め、相談支援専門員の人材育成支援等指定特定相談支援事業所の充実に努めます。

(5) 障害児通所支援サービス

学校及び認定こども園等の利用状況を踏まえ、障害児通所支援等の専門的な支援の確保、医療的ケア児を含む障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスが提供できるように、地域における支援体制の整備に努めます。

第2項 地域生活支援事業

実施主体として、必要な予算を確保しながら、障がい者一人ひとりの状況に応じたサービス提供に努めます。また、サービス提供の担い手として多様な事業者の参入を促進しながら、提供基盤の充実に努めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいの正しい理解を深めるため、研修会や講演会を実施します。また、周知・広報等により、多くの市民参加の促進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等の自発的な活動の促進を支援します。

(3) 相談支援事業

相談窓口の情報提供や個別支援等の充実に努めます。

また、関係機関との連携を強めながら、一人ひとりの状況に応じた総合的できめ細かな対応がとれる体制づくりに努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

相談支援や権利擁護担当と連携しながら周知・広報に努め、適切な知用につなげていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見支援センター等と連携しながら、事業の活用が進むよう周知・広報に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者等、意思疎通支援事業の担い手となる人材の確保・養成に努め、利用者の需要に応じた体制づくりに努めます。

(7) 日常生活用具等給付事業

これまでの給付実績を勘案しながら、一人ひとりの状況の把握に努め、障がいの種類

および程度に応じた適切な給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

より多くの受講者を確保するため、関係機関等と連携し周知・広報に努めます。

(9) 移動支援事業

これまでの外出介護事業者に委託することで提供体制を確保し、ガイドヘルパーの確保を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動、地域住民との交流など利用者の状況に応じた事業を行うため、一定以上のサービス水準を確保できる事業所等へ委託し、提供体制の確保に努めます。

(11) その他の事業

今後もサービス提供事業者へ委託していくことで提供体制の確保に努めます。

第5章 円滑な推進のために

(1) 適正な障害支援区分認定

必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員などの知識・技術の向上を図りつつ、障がいの状態や程度、所得状況等を適正に把握し、正確・公平な認定と、障がい者のニーズに応じた支給決定に努めます。

(2) 利用者負担の軽減制度の周知

利用者負担の軽減制度について、障がい者やその家族などへの周知に努めていきます。また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができることから、広域的な調整のもと、低所得者への配慮した運用を図っていきます。

(3) 人材の育成・確保およびサービスの質の向上

県や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、計画を推進していくうえで不可欠な専門従事者の計画的養成と確保に努めます。

また、サービスの質の向上に向け、事業所スタッフの研修会への参加促進など、障がいのある人にかかわる専門従事者の専門性の向上を図ります。

また、苦情処理体制の周知を進めるとともに、困難事例の解決に向けた体制づくりを推進します。

～資料編～

用語説明

	用語	説明
あ	ADHD (注意欠如・多動性障害)	児童期に現れる注意力散漫と多動を特徴とする症候群。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は多動性を特徴とする行動で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。発達障がいのひとつ。
	ALS (エーエルエス)	筋萎縮性側索硬化症。筋肉の運動機能をつかさどる神経が傷害を受け、筋肉が萎縮する進行性の神経疾患。
	医療的ケア児	NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。
	LD(学習障害)	全般的な知能の水準や身体機能に障がいは見られないが、読み書き、計算、注意の集中といった能力に欠けるために学習の困難状態がみられるもの。発達障がいのひとつ。
か	ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。機能としては、アセスメント(事前評価)、ケア計画の作成・実施、フォローアップ等の支援サービスが中心となる。
	高機能自閉症	知的障がいを伴わない自閉症。自分が相手にどう思われるかを把握しにくく、紋切り型の対応や抑揚が少ない話し方をし、場にそぐわない難しい言葉を発する、こだわりがある等の特徴がある。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるもの。
	コミュニティーFM放送	現存の放送局のように特定の人たちが作った番組ではなく、地域の特色を生かした番組や地域住民が参加した番組を制作し、急を要する情報や地域に密着した情報を提供するFM放送。

	用語	説明
さ	障害者週間	国民の間に広く障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化等の分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から12月9日までに設定される期間。この期間を中心に国、地方公共団体、関係団体等により、様々な意識啓発に関わる取り組みが行われる。
	ジョブコーチ	職場適応援助者。障がい者が職場に適応できるよう、障害者職業カウンセラーが作成した支援計画に基づき、一定期間（標準的には2ヶ月～4ヶ月）、職場に出向いて障がい者本人および事業主や職場の従業員に対して必要な助言等の支援を行う。
	セルフ	障がいのある人たちが働く事業所のこと。ここでは一人ひとりの個性に合わせて社会自立の訓練や経済的自立を支援するために生産・販売活動を行っている。「セルフ」とはSelf-Help「自助自立」の造語。障がいのある人たちが、自分に合った働き方で社会に貢献し、自立した生活を自ら獲得することを目指している。
た	トライアル雇用	ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間（原則3ヶ月）雇用し、その間に事業主と対象労働者とで、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度。これにより企業が障がい者雇用を進めることを容易にしようとするものである。
は	ピアサポート	同じ症状や悩みを持つ同じような立場の者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。
や	ユニバーサルデザイン	障がい者や高齢者だけでなく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計、または利用しやすい施設・建物づくりをすることをいう。
	UDトーク	主に聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを、パソコンや携帯電話を使って音声を認識し文字化して行うための音声認識・翻訳アプリ。
ら	ライフステージ	人生におけるそれぞれの段階。

「障害者基本法」(昭和45年5月21日 最終改正平成25年6月26日)

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加等の支援のための施策を総合かつ計画的に推進することを目的とする。

(障害者基本計画等)

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」

(障害者総合支援法)(平成17年11月7日 最終改正平成29年6月2日)

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

「児童福祉法」（昭和 22 年 12 月 12 日 最終改正平成 29 年 6 月 21 日）

（児童の権利）

第 1 条 全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。